

令和4年9月定例会会議録

令和4年豊郷町議会9月定例会は、令和4年9月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝

教 育 次 長 小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さん、おはようございます。9月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名で会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時59分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番、鈴木勉市君、9番、西澤清正君を指名いたします。

ちょっと、皆さんにちょっと、誤りを、訂正をいたします。

昨日、委員会付託いたしました議第45号豊郷町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について常任委員会の付託先が誤りがありましたので、お知らせをしておきます。

文教民生常任委員会に付託をいたしましたが、条例案ですので、これは総務委員会に付託をすることに、過ちでした。条例案ですので、総務の方に付託ということで、ご了解をお願いいたします。議第45号は総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確をお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、特に第2項、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の、許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくをお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんはご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員

議長。

河合議長

西澤議員。

西澤博一議員

皆さん、おはようございます。1番バッターです。緊張をしておりますわ。

それでは、町長、教育長にお尋ねいたします。今後、防犯カメラの設置計画はということで。先の3月定例会において、防犯カメラの設置の計画的な促進についての一般質問を行いました。その後、約6か月が経過することから、以下の点について答弁を求めます。

①この間の設置状況、②今後の設置計画、③今後設置を行うに当たっての優先順位について答弁をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、7番、西澤議員の今後の防犯カメラの設置計画はについてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の設置状況につきましては、先の6月議会で補正予算をお認めいただきましたので、豊栄のさと、隣保館、三ツ池と大町の教育集会所、三ツ池児童館については現在設置に向けて進んでおりまして、早いところで9月中旬には工事が完了する予定をしております。

②の今後の設置計画と③の優先順位については、現在、具体的な計画はございませんが、中山道沿線や学校、通学路を中心とし、設置する方向になるかとは考えておりますが、実際に設置する場所や箇所数、技術的な課題解決に向け、先行事例の研究を行っておるところでございますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは、再質問を行います。今、総務課長の方から、豊栄のさと、三ツ池、大町等の設置を行うという答弁がありました。ありがとうございます。計画については今のところなしということですが、③についても関連するんですけれども、やはり前の3月定例会でも答弁で申し上げたと思いますけれども、やはり計画性を、どこの市町村も、調べてみるとやはり3年計画、5年計画等でやっておられるところがあると思います。前回の同僚議員のときでも、答弁書やっぱり読ませていただいたんですけど、前向きな向きで検討するとかいうそういういろいろな形、また、条例は考えていないという答弁もありました。それはいろいろ考えたことを今まで言いながらでも今このような状況であるということは、やはり、前向きではないの違うのかと。もう少し、これからいろんなことが起こる等々におきましては、やはり計画的にやはり推進していくべきだと私は思うんですけれども、やっぱりそういうことを考えたときに、これ、一遍にするとやはり、予算の関係等々もあろうと思いますので、やはり3年ないし5年計画でやっぱり優先順位をつけてやる必要があるのかなと私は思います。その点についてまず、答弁をお願いしたいと。

もう1点ですけれども、各区長会がコロナの関係で、ないということをお聞きしているんですけれども、字によってはこの防犯カメラの設置等を望んでおられ

るところもあろうかと思うんですけれども、やはり字においてもやはり行政の方から、やっぱり1つの例として、3台までは町が負担するけれども4台、5台については字でやってくれとか、そういうような形で進めていただきたいと思うんです。当字においても、空き家に侵入して何かないかという、そういうような泥棒等も発生しておりますので、やっぱり防犯的なことも考えたときに、やはりそこら辺は、行政の方から各字に対しまして、防犯カメラのやっぱり推進というか、そういうようなことをお願いしたいと思うんですけれども、その点について、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、西澤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の3から5年計画で推進してはということでしたけれども、議員のおっしゃるとおり、今や防犯カメラというものは新たなインフラに近いものになってきているのではないかというような認識もしております。今まではいろいろな技術的な課題がありましたので、設置についてプライバシーの問題とかでちゅうちょしておった部分があったんですけれども、それもクリアできてきているという時代になってきておりますので、町の方としても、進めていきたいと考えておりました、先行事例の研究をしておりますので、整い次第、計画的に進めていきたいと考えております。

2番目の字への推進の方ですけれども、これにつきましては、それ、今、1番目で申し上げた中で進めてまいることになると思うんですけれども、即今、もしお急ぎの場合がありましたら、前回も答弁させていただいていると思うんですけど、滋賀県警の方が地域見守りカメラというものをやっております、それに手を挙げますと、防犯カメラを提供いただけるという制度がありますので、もし、お急ぎでありましたら、そちらの方もご検討いただけると、早く整備が進むのかなというふうに思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい、再々質問。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、答弁がありました。しかし、前向きな答弁であり、いただいているんですけれども、毎回そういうような前向きな答弁でありながら事が進まないというのが今の現状でないかなと思っております。やはりそこら辺はきちっと進めてやっていただきたいと思います。

あと重点的に思うのは、やはり前も交通安全対策等で質問させていただいたと思うんですけども、やはり子どもたちの登下校について、やはり歩道、また高齢者、また女性の方々が、災害にとか、それからまた、どういう言葉を使ったらええのか、性的な被害が起こる可能性もあることがあると、ないのが一番ありがたいんですが、しかし、それを防犯カメラを設置することによってやはり抑止力になるというのもあるので、やはり、そんな点はやはり重点的に考えていただきたいと思いますけれども、再度答弁を求めます。これは町長からひとつお願いします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。先ほど課長が答えましたように、プライバシーの問題につきましては、カメラの技術的な問題なり、いろいろなことで解決できているという情報もいっておりますので、しっかりと、まず、先ほどお答えしたとおりに、中山道を中心に、まず学校等、そして警察等と協議しながら考えていきたい。その次にどこをやるか、そしてその次にどこやるかという、そのような順序立てで計画を立てていきますと思います。担当課長の方には、新年度予算に計上するように一応指示はしておりますので、何基かはちょっと今言えませんけれども、そういう形で進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

河合議長 次の質問いってください。

西澤博一議員 それでは、2点目です。町長、教育長、豊栄のさとの施設管理についてですけども、2003年地方自治法の改正により、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度として指定管理者制度が開始されました。そうした中、豊栄のさとは平成7年に竣工しましたが、開館以来、社会教育課による町直営の管理で27年目を迎えます。そこで、指定管理者制度を活用するなど、今一度、施設管理の在り方を見直し、利用活用を促進する時期に来ていると私は考えますが、町は現状どのように捉え、今後どのようにしていこうかと考えているのか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤議員のご質問についてお答えします。豊栄のさとは、公民館部分とホール部分の2つに分かれています。公民館部分は公益性が非常に高い施設であること、施設の一部老朽化が進んでいること、コロナ禍によって集客が難しい状況であることなど、以上のことから、指定管理制度を活用しようとした場合に、民

間応募が望みにくく、現段階では直営管理が適切であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一君。

西澤博一議員 今回の答弁の中で、直営管理が適正であるのじゃないかという答弁をしまったんですけれども、資料も社会教育課から頂いて、いろいろと数字等々を書いております。そこでですけど、やはり豊栄のさとのホールにしても、やはりせっかくああいう立派なものがあるので、前も委員会で言ったかと思うんですけども、それを利用するに当たってどのような形で利用するか、例えば、今までからやっておられると思うんですけども、ホールを利用して吹奏楽部の大会を、他所もやっておられるけれども、うちの町もやってはどうかと、犬上3町でもええし、彦根交えてもええし、その器の大きさに合わせたことをやってもいいのかなと思ったりもしますし、いろんな活用方法があると思うんです。今はコロナの関係で、土日月かな、コロナの接種で会館は利用されておりますけど、今後考えたときにやはり、どういう形でホール等を利用するのが適切なのかということをやっぱり考えていただきたいと思います。やはり彦根市は、また、市町によって器が違うと思うんですけど、豊郷町は豊郷町の器の中で、豊栄のさとの施設をどのように活用するかということはやはり行政側としては、どのように考えていくのかというのがやっぱり大事ななことかと思えます。それは、社会教育課だけやなしに、やはりそういうふうな企画をするに当たっても、企画の担当の方も連携しながらいろんなことをやる必要があると思います。

公民館の部分については、基本的に考えることが難しいのであるが、しかし、施設の老朽化や、コロナ禍で集客の改善余地があると思うが、そのあたりはどういうふうに考えているのかと思うので、やはりもう一度、豊栄のさとが出来て、約550人か600人入る施設ですので、どういうふうな形で、どういうふうにしたら皆さんが使ってもらえるとか、例えばそこで、個人的な思いですけども映画の一つもやってもええのかと、町民に映画を見てもらうのも一つええかと。あそこの体育館の方では、野外で映画施設とかそれ以外のことやっておられますけど、やはりそういうのも1つの方法やし、吹奏楽も1つ方法やし、あと、そういうふうな地域に活性できるような、利用方法を考えていただきたいと思うんですけれども、その点についてどうでございますか。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 西澤議員の再質問にお答えいたします。議員がおっしゃいますように、地域活
性など、ホールを使用していただくことが前提であるかと思えます。それぞれど
ういったところが集客が見込めるのかななどを協議しながら、今後ホールを使っ
ていただきやすい環境をつくっていただくように考えていきますので、よろし
くお願いいたします。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 先ほど次長も言われたように、公民館とまたホールとは別の形だったんです。
これが公民館の条例か何か、法律があったと思うんです。それはもう一体とし
てやっているところもあります、調べさせてもらったら。やはりそれで社会教育
課もいろんなことで事業等々、また仕事もあると思えますけれども、やはり財
政のことを考えたときに、やはり指定管理にするのが今の時代の流れではない
かなと思えます。先ほど言いましたように、市町村によっていろんな差はあろ
うと思えますけど、果たしてまだ指定管理募集したとしたときに、さて募集し
はる人があるのかなのか、そこもはっきりは見えませんが、やっぱり
そういうようなことも前向きに一度、どういうような形でするのがいいのか、
考えていただきたいと思えます。やっぱり5次総合計画にもそういうことを示
しておるので、スポーツ公園にしても、公園の機能にしてもやはり豊郷町の5
次総合計画にも明記されているので、やっぱりそういう部分もいろいろ含めて
どういうような形にするのかということをやはりお願いをしたいと思えます。
最後の答弁は、教育長なりにお願いしたいと思えます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤博一議員さんの再々質問にお答えいたします。豊栄のさとの指定管理の
件でございますが、先ほど議員も言うておられますように、中学校の吹奏楽につ
いては貸出しております。積極的に貸し出しております。また、教職員、町内の
教職員の研修でも豊栄のさとのホールの方を利用させていただいています。一
番は、ホールをどのように利活用していくかということが大きな課題かなとい
うことは思っております。何分、今、コロナ禍でありますので、先を見通すのが
非常に難しい部分があります。コロナ禍後については、またそのとき、時点で、
その行く末をちょっと考えていくのが一番適切ではないかと、このように思い
ますので、よろしくお願いいたします。

河合議長 次の質問いってください。

西澤博一議員 はい。次、3点目に行きます。ごみのポイ捨て禁止条例はということで。ごみのポイ捨ての多いという意見が住民の方々から寄せられております。本町においては、住民参加による年1回の河川、主要道路の一斉清掃運動を行われています。また、字によっては、農業団体や日赤奉仕団、そしてまた事業所においても清掃活動をされています。こうしたことから、町民の皆さんとの協働によるきれいなまちづくりを推進していくためにも、条例等の整備、施行を考える必要があると思うんですが、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、西澤博一議員のごみのポイ捨て禁止条例はのご質問についてお答えいたします。町民の皆様には、日頃から各種団体等や地域におきまして、清掃活動にご協力いただきまして、誠にありがたく思っております。町民の方がこういった活発な活動をしていただいているにも関わらず、いまだ減らないごみのポイ捨てには、町の方としても対策に大変苦慮しており、また、同時に大変残念なことであると痛感しております。議員からご提案いただいた条例等の整備につきましても、さきに関連する条例等を整備されている市町の状況等を参考にし、整備による環境の改善の面や、改善できなかった面も情報収集し、今後の対策等も含め、方向性について検討していきたいと思っております。

河合議長 再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、課長から、条例については各市町村の条例等を参考にしながら、対策に検討するという答弁でありました。今後、ごみのポイ捨てや不法投棄の状況を改善を行なわなきゃならない、従来の周知や啓発をはじめ、近隣の自治体や関係機関などと連携を様々な対応策に取り組む必要があると思うんです。そういうようなことで、今うちの町長は全国の、また滋賀県の6町の会長をしておられます。他の6町についてそういう条例があるのかなのか、分かりませんが、やはりそこら辺は各自治体と連携を取って、そういうのを推進する必要があるのではないかと思います。県においてはやはり条例、県の条例はいろいろとあります。しかし、その条例化して県民の方々が一人ひとり知っておられるかということ、またそうでもないのかなと私は思うんです。やっぱりそんなことをきめ細かく、住民さん等にやはり知ってもらうという意味合いでもやはり各市町村で条例を制定し、それを各市民、町民の方々に啓発するというのは、やはり1つのごみのポイ捨ての軽減につながるのではないかなと思います。そし

てまた、その後、各住民さんの一人ひとりが、私の字においてもこういうところをもって月に1回、ごみを集めていただいている方々、目にいたします。やっぱりそんなことは、私たち議員に至っても、職員に至っても、やはり事業所の方々に至ってもやはりそんなことを気をつけながら、使うのは、自分とこの近くのところであれば、たとえ30分でもごみを拾うというそういう前向きなことが必要であると私は思います。そういうようなことも含めまして、やはり今後のことですけど、何回も繰り返してありますけれども、やはり、町長、その点について、一遍、市町村またはいろんなところで検討していただき、何らかの形で、前向きな事が前に進むというか、啓発という、そういうような意味合いでも、声を上げていただき、やっていただきたいと思うんですけれども、その点については、どうぞございますか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、ごみのポイ捨て条例についてですけど、条例制定されているのは隣の町がしてあります。それで、以前もこのような質問があったと思います。それで、いろいろと甲良町にも聞きましたですけれども、要するに罰則のない条例ですから、なかなか効果が上がらないという。そして走っていただいて、農道らを走っていただいたら、豊郷にも散らばっていますし、甲良町にももう買物袋でパンバラバンに道路がなっているところがありますし。これはもう、やっぱりそれぞれ、ごみの問題というのは、それぞれ個人一人ひとりの問題としてとらまえないければならない。条例制定することはいいんですけれども、そのした後、どういうふうな展開するのがちょっと今、見えてこないというのが実情だと思います。もっと効果的に出来ているところがあれば、調べて、それでまた対応もしてまいりたいと思います。ちょっと時間だけいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 再々質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、町長の言われたように、幹線道路、河川のどこ、田んぼにもようけごみがほかしてあります。今のような話が、罰則、それは条例でもそこはやはり、見つけて、そういうような人は例えば、何ぼの罰金でとか、いろんなことをすればいいと思うんですけど。もう1点、啓発の看板。小さいのやわ、あれ。ほんで1つの提案として、する、せんは行政の方で考えてくれたらええんやけども、ガードレールの横にごみポイ捨て禁止ですとか、ごみを捨てるなよとか、そんなのも1

つの啓発の1つかなと思う。ただ、要は、ポイ捨て禁止ですよとか、何や書いてあるわ。これも1つの方法やけど、もうちょっと、いたる所にのうてええで、箇所箇所にそういう大きい看板というか、注意、ごみをほかしたらあかんよとか、罰則ですよと、そういうの、もうちょっと大きい、そういう看板も必要ではないのかと思います。町内の中でやっぱり、車通った中山道沿いにも設置できればいいんやけど、しかし、交通事故の障害になると、やはり、そういうようなもんもあると思うので、やはり河川敷のガードレールとか、やっぱり何かそういう、田んぼ等にほかされておるところとかいろいろあると思うんですけど、これやっぱり行政の方で精査していただき、また、こういうとこどうですかという、聞いていただければ、私も仕事でいつも町内回っておりますので、やっぱりこういうところが要りますよとか、こういう所にした方がええのとちゃうかということは提案させていただきますので、一遍そこら辺については、どうかということだけ考えていただきたいと思いますと思うんですけど、その点についてどうですか。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 西澤博一議員の再々質問にお答えいたします。おっしゃっていただきました啓発看板等の設置につきましても、また、どの辺りに設置できるか等も含めまして、こちらで検討しまして、関係各課にも照会いたしまして、また、設置の方も進めていきたいと思っております。

西澤博一議員 ありがとうございます。

河合議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、一般質問に入ります。先人を偲ぶ館の管理について、町長にお伺いたします。豊郷町は、豊郷に生まれ全国で活躍された先人たちの業績や生い立ち、遺品や管理資料を展示している先人を偲ぶ館があります。先人を偲ぶ館を見学した際、貴重な資料が画鋏やセロハンテープで留めており、テープも黄ばみ、劣化し、当時使われていた風呂敷が誰もが触れるところに置いてあるなど、資料の管理、保存方法を見直すべきと考えるが、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の先人を偲ぶ館の管理についてのご質問にお答えいたします。先人を偲ぶ館に展示されている資料の管理及び保存方法の見直しについてですが、

ご承知のとおり、先人を偲ぶ館は、豊郷町で生まれ活躍された先人たちの功績を顕彰するため、貴重な資料が展示されております。この資料の保存管理につきまして、現在、社会教育課の方で町史編さん業務に来ておられる学芸員の方に、先人を偲ぶ館を見てもらい、資料の展示方法や保存方法について教えていただき、見直しをしてまいりたいと思っております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 学芸員の方にご相談されるということで、ほぼほぼ答えが出てしまったんやけど、一応、管理されている方にもお話を伺いました。来館される方は歴史が好きの方が多く、勉強されている方も少なくない。指定管理されている、その担当の方が、自分たちより知識が豊富な方も来館されるというふうにも伺っております。

今、先人の館は、その指定管理者に管理規則である業務を任されておられますけれども、指定管理者の業務を読ませていただくと、管理規程の中には資料等の保管方法も見当たらなかった。私の見落とししかもわからんので、もう一度そこから辺りもまた明記していただいて、町内のみならず、全国各地から先人を偲ぶ館に訪れた人が、現状の公開の環境を目にしたときに、私と同じような感覚を味わうのではないかと。それでは、せつかく管理されている豊郷町にとってもマイナスの部分があるのではないかとというふうに思われますので、それぞれに、先ほど課長が言われましたように、実際の公開に際しては、それぞれの資料に対して、専門的な知識に基づいた、責任ある判断を行う必要があると思っております。この保存方法をどのように思っておられるか、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再質問にお答えします。まず、保存方法についてですけれども、先ほど申し上げましたように学芸員の方に見ていただいて、まず意見を参考に保存に努めたいと思うんですけど、やり方として、今ある展示物のレプリカとか、コピーなどを作成して、大事な資料については、ファイリングする保存方法とかもあると思っておりますので、学芸員さんの意見を参考にしてみたいと思います。

河合議長 再々質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、前向きに一步ずつ進めていただければと思いますけど、最後に先人を偲ぶ館は、豊郷に生まれて活躍をした偉大な先人たち8名の方の業績や生い立ちを紹介しているとあります。8名の方以外、常時展示や期間展示など考え、また豊郷の8名以外の人の発信することも重要ではないかというふうに、先人を偲ぶ館に行かせていただいたときにそう思いました。そのようなことをこれから豊郷からいろいろ発信するという事で考えられるのか、見解をお尋ねします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。今、先人を偲ぶ館につきましては、議員おっしゃるように8名の先人の方の資料が展示されています。豊郷の先人の活躍を後世にも残していくこと、また、大切な歴史資料を保存していくためにも、資料として残っております。また、8人以外の先人、偉人の方の展示につきましても、先ほど申し上げました学芸員さんの皆さんのご意見を聞きながら参考にして、また展示の方を進めてまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

中島議員 それでは、よろしく願いいたします。

次の質問入ります。マイナンバーカード普及推進について、町長にお伺いいたします。2013年5月に、行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法が成立し、2015年10月から各人に社会保障、税、災害対策の3分野で横断的なマイナンバーが通知されました。マイナンバーにより、必要な添付書類が減り、行政側も莫大な書類を見る必要がなくなり、複数の機関に存在する個人情報を実、かつ、迅速に確認することが可能になり、マイナポイント第2弾では、カード新規取得した方へ最大5,000円相当のポイントの付与が再開されるに加え、新たに2つの取得方法で1万5,000円相当のポイントを受けられます。これにより、これまでマイナンバーカードを作成した全ての方に、第1弾と合わせて最大2万円相当のポイントの付与の機会がある形となっています。本町におけるマイナンバーカードの普及推進について答弁を求めます。

1、本町における最新のマイナンバーカードの発行状況はどうか。2、普及率の向上に向けたさらなる取組はどうか。3、発行を促進するには、町独自の施策として、マイナンバーカードを取得している町民の皆さんの利便性を高めるこ

とも必要と考えるがどうか。4、マイナンバーカードを利用した豊郷町の行政事務の効率化はどのようなことが考えられるか。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、中島議員のマイナンバーカード普及推進についての質問についてお答えいたします。私からは、1番から3番をお答えさせていただきます。

まず、1番の本町における最新のマイナンバーカードの発行状況でございますが、令和4年7月末現在で、交付率は35.9%でございます。

2番の普及率の向上に向けたさらなる取組はどうかについてでございますが、現在、近隣の平和堂関連店舗において、申請を促す取組を行っていただけるよう、県内の6町とともに進めております。また、窓口においても、申請がお済みでない方に積極的にお声かけをして、申請につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

3番の発行を促進するには、町独自の施策としてマイナンバーカードを取得している皆さんの利便性を高めることも必要と考えるかどうかというご質問に対しましてですが、議員のおっしゃるとおり、住民の皆様の利便性を高めることは必要であると考えます。住民の方にとって、マイナンバーカードが必要だと思っただけの施策を他自治体の事例も参考にしながら、関係各課とも連携し、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 中島議員の、マイナンバーカード普及推進についての4のマイナンバーカードを利用した豊郷町の行政事務の効率化のご質問についてお答えいたします。ご質問の、行政事務の効率化で考えられることは3点ほどあります。

まず、1点目として、住民票や印鑑登録証明書の発行がコンビニで行われることにより、窓口の混雑の緩和につながり、その分、真に必要な窓口対応などの業務に職員を割り振ることができるようになること。

2点目に、オンラインにより受け付けた申請情報と住基システム情報との視点検作業が不要になることにより、職員の負担軽減につながること。

3点目に、オンラインにより申請者の個人特定が自動化できるため、本人確認作業の時間が削減できるだけでなく、正確性向上が図られることなどが考えられます。

また、住民サービスの向上という点では、マイナンバーカードを利用して、オ

ンラインで転出届、転入予約を行うことにより、窓口で届出書類を作成する手間の軽減と、手続に要する時間の短縮が図られます。

このように、現在デジタル庁では、オンライン申請により役所に行かなくてもサービスが届くオンライン市役所サービスという構想が進んでいる状況です。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 私もマイナンバーカードを作ったんですよ。作成作業は住民課に行かせていただいて、意外とスムーズに終わりました。対応にも問題はなかったと私は思っております。その後、残念なのが、マイナポイントの説明がなかったと、そのとき。同時に作る。これだけ国やいろんなところが、作り、作っていただくよう、作ってもらうように、いろんなことを考えているので、窓口ではしっかりと説明して、そのほか何も問題なかった。スムーズに全ての説明はきれいにいただいております。そのような手続を取って分かりやすく説明を受けましたけれども、今言ったようにマイナポイントだけは、私の場合だけか分からないけど、説明がなかったと。そこら辺はちょっと周知徹底していただいて、このようなやつがありますよって。やっぱりほかの住民さんから聞いて、役場でそんな説明を受けられなかったのみたいな話をされると、また二度手間、三度手間になりますし。それを、マイナポイント受ける、受けないは個人の選択になるので、一応はこのようなシステムがありますよということを、しっかりと住民さんにも伝えていけるようにしていただけたらと思います。

また、2週間ぐらい前かな、政府はマイナンバーカードの臨時申込み、今のところ、平和堂さんがいっていただいておりますけれども、窓口を企業などに設け、経団連に協力要請したと。その窓口からどの自治体でも、自治体に住んでいても申し込める狙いとされていますみたいな報道がありました。一応政府は全国民が取得することを目指していますが、現状の申込み件数は約国民の50%止まりとされていますけど、このような政府の動きを見て、豊郷町はどのような動きをされるのか。あれば、お伺いしたい。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 中島議員の再質問にお答えいたします。マイナポイントの説明に関しましては、なるべくしているように思っておりますが、できていなかったと、申し訳ございません。こちらの方も周知徹底していきたいと思っております。

2点目のご質問ですけれども、企業の方に向けてということのご質問でよろしかったでしょうか。そちらにつきましても、また、ご協力いただける企業等ありましたら、また、出張の方とかも考えさせていただきたいと思っております。

河合議長 再々質問ありますか。

中島議員 いや。

河合議長 次に行ってください。

中島議員 では、よろしくお願ひしますね。

次、次の一般質問に入ります。火災跡地危険家屋の早期解決を町長にお伺ひいたします。平成30年5月31日、三ツ池区内で発生した火災による危険家屋を持ち主が解体等の適切な処置をしなかったため、平成30年12月末に町が取壊しを行い、その後、令和4年3月議会において同僚議員が、早期解決を求める一般質問をされ、2022年2月に公売を実施され、不調となり、再公売に向けて協議をしていきたいという答弁がありました。早期解決を求めるが、町としての協議の結果について答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 中島議員の火災跡地危険家屋の早期解決をのご質問についてお答えいたします。先の全員協議会でご説明させていただきましたが、平成30年度に解体しました危険家屋につきましては、令和4年2月に、家屋の廃材を含んだ土地の公売を税務課において実施されましたが、入札を希望される方がおられなかったということで不調に終わりました。再公売に向けて各関係各課で協議したところ、土地に残っている家屋の廃材等が不調になった一因でもあるのではないかと推察され、町としても、このままにしておく、さらに近隣住民の方への被害や、衛生面での影響が出ることを懸念しましたため、廃材等の処分について町において執行できないかということになりました。皆様のご理解をいただき、町の方で廃材等の処分を行うことができましたら、税務課におきまして、再公売に向けて進めていただく予定でございます。

河合議長 再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 今、課長が答弁していただいたように、1回目、2020年5月入札、公売価格、産業廃棄物等の算出のまず根拠と、一番最初の。個人での産業廃棄物処理が多分、前回困難とされて、処分量も未確定なことから、多分入札が不調になったと推測されます。この点を今一度どういうふうに関解決されるのか聞きたいのと、

また、再公売を検討中とされていますが、その時期と、産業廃棄物処理を町が行うとすると、処分を行った後の公売財産の価格設定の考え方をお聞きします。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 中島議員の再質問にお答えいたします。先ほど住民生活課長の答弁の中の再公売の時期ということでございますけれども、まず廃材処分を行い、更地の状態で公売できると思っておりますけれども、公売時期におきましては、今年度中での思いはあるのですけれども、住民生活課において廃材処理を終えてからとなりますので、早くて年度内、遅くなると年度をまたぐこととなると思われまます。それから、価格についてですけれども、ベース、更地の状態でありましたら、ベースは、評価額がベースとなると思っております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 価格設定の考え方ですけど、時期的には早ければ早いほどいいので、それも行政のいろんな都合があると思っておりますけれども、一日でも早い解決を求めますけど。

価格設定なんですけど、あれだけ火事の後ということで、簡単に言えば事故物件といいますか。町の、設定されている価格で、またそれを売出しするとなると、また入札が不調に終わるのではないかというふうにも考えられます。そのようなことも踏まえて、慎重に価格設定を行っていただきたいと思っておりますが、答弁を求めます。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 中島議員の再々質問にお答えいたします。前回の公売につきましてですけれども、前回公売鑑定書によりますと、更地価格にある一定の比率を乗じてそれから廃材処分費を差し引いたもので、最終的には47万円という見積り価格で誰も公売される方がおられなかったということで、逆に廃材処分がなければ、更地価格にある一定の補正比率を乗じて、それで入札、公売すると考えています。

以上です。

河合議長 ここで少し暫時休憩をいたします。再開は10時より。

(午前 9時51分 休憩)

(午前10時01分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。一般質問を引き続き再開をいたします。
鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問させていただきます。

まず、ごみ減量に向けての取組を全町で。6月議会で、ごみ減量に向けての具体的な提案をさせていただきましたが、次の点について明らかにされたい。ごみ減量の見える化がどうなったのか。2つ目、今年度の4月から直近までのごみの減量の実績がどうなっているのか。3つ目、ごみ減量についてのポスターや標語などを募集してはどうか。

2つ目、給与所得等に関わる町民税県民税特別徴収税額の決定通知書の改善を。事業主に送付されている給与所得等に関わる町民税県民税特別徴収税額の決定通知書が、個人情報が目に見える様式になっており、改善を求める声がありますが、見解を明らかにされたい。

3点目、農業を守り育てるための施策の具体化を問います。本町の農業を守り育てるために、6月議会で幾つかの提案をさせていただきましたが、次の点について明らかにされたい。1つ、秋に向けて米1俵当たり1,000円の助成を求めましたが、その検討がどうなったのか。2つ目、町内でどれだけの収量、何俵があるのか明らかにしていただきたいと思えます。

4点目、農地利用効率化等支援交付金の問題について問います。農地利用効率化等支援交付金を申し込もうとして、役場に連絡をしたところ、既に申込み期限が過ぎていたという相談がありましたが、次の点について明らかにしていただきたいと思えます。1つは、そのような事実、事案があったのかどうか。2つ目は、この交付金の実施要綱を見ましたが、この通知日が3月31日になっていましたが、それらはこの事業についての引継ぎがあったのかどうか、明らかにしていただきたい。

最後に、一部町有地になっている空き家問題について問います。一部町有地になっている空き家について次の点を明らかにしてください。1つ目は、このような、一部町有地になっているような空き家があるのかどうか。まずこのような事実、事案があるのかどうか明らかにしていただきたい。2つ目は、あるとすればその空き家の現状と、これからどのような対策を行うのか、その点について明らかにしていただきたいと思えます。

以上。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員のごみ減量に向けての取組を全町でのご質問についてお答えいたします。

①ごみ減量の見える化はどうなったかについてでございますが、先の全員協議会でご説明させていただきましたが、ごみ減量の実質的な取組を始めようとしたところ、彦根愛知犬上一般廃棄物ごみ処理基本計画の計画値の数値と実績値に乖離があることが判明し、計画の修正を行うことになりました。そのため、修正を行い、公表しました後に、ご提案いただきました見える化についての取組を始めようと考えておりました。公表も終わり、皆様にご説明させていただきましたので、これから取組の方を進めてまいりたいと考えております。

②の今年度の4月から直近までのごみの減量の実績はどうかについてでございますが、4月から7月までの実績としましては、横ばい状態でございます。

③のごみ減量についてのポスターや標語などを募集してはどうかという質問でございますが、現在、町内の小中学生の方に、ごみと環境美化に関するポスターを募っておりますが、町としても、さらにごみ減量について、皆さんにもっと関心を持っていただきたく思っております。現在行っているこの募集の中で、ごみ減量についても取り組んでいただけるよう、募集方法も含めて検討し、進めていきたいと考えております。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 鈴木議員の給与所得等に関わる町民税県民税特別徴収税額の決定通知書の改善のご質問にお答えいたします。鈴木議員ご指摘のように、給与所得等に関わる町民税県民税特別徴収税額の決定通知書、いわゆる給与特徴に係る税額決定通知書は、事業者の給与担当者の目に触れる状況となっております。私の記憶によりますと約2年前に、事業所の給与担当者より、個人情報取扱いについてご指摘がありまして、その頃から改善方法等を課内で協議を行い、遅くなりましたが、当初賦課決定通知を令和5年度より圧着シートにて個人情報保護の改善を行う予定でございます。ただし、更正決定通知書につきましては、令和4年度より既に改善をさせていただいているところでございます。ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 それでは、鈴木議員の農業を守り育てるための施策の具体化をについてご説

明申し上げます。1の米1俵当たり1,000円の助成についてでございますが、6月議会において、鈴木議員からお話がありました。その際には、滋賀県が実施予定の燃料の高騰による農業用燃油等高騰対策緊急支援事業制度の支援内容を確認して、本町ができる補助金を模索していきたいと述べさせていただいたところでございます。その後検討させていただきましたところ、確かに2年産から3年産の米価については下落し、生産農家さんも大変な思いをされたことと思います。しかしながら、本町においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けているのは農業者さんだけではなく、他の運送業等の業種や価格高騰により生活費が逼迫している各家庭等に支援することが公平であるとし、今年度、各世帯への一律3万円分の商品券の配付を実施させていただくことといたしました。また、今回の補正で、農業者さんに対し、燃油高騰に伴う県補助に上乘せをさせていただきます。県の補助の対象者は認定農業者のみであるので、それ以外の農業者さんにも補助できるようにしており、農業者さんに対し支援をさせていただいております。このことから、現在本町においては1俵当たり1,000円の補助については考えてはおりません。

次に、2の町内でどれだけの収量があるのかですけれども、令和3年産で農協に出荷された収量は50万8,770キログラムで、8,479.5俵であります。こちらにつきましては、農協において確認をさせていただいております。また、各家庭の飯米分や農協以外の出荷先の収量については、把握はしておりません。

続きまして、農地利用効率化等支援交付金の問題についてご説明申し上げます。1つ目の、このような事実があったのかどうかについてですけれども、事実としてはございました。

次に、2の引継ぎについてご説明をさせていただきます。農地利用効率化等支援交付金実施要綱につきましては、国が3月30日に改正され、4月1日施行となっております。県から本町への通知については、4月6日にメールにて通知が来ております。引継ぎにつきましては、担当課、担当者間で、口頭にて伝えていたとのことでしたが、お互いの記憶が曖昧であります。また、この交付金につきましては、この交付金についての文章としての引継ぎはございませんでした。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の一部町有地になっている空き家問題について問うのご質問にお答えいたします。ご質問1の、一部町有地になっている空き家についてですが、町

有地になって空き家となった建物はあります。②のその空き家の現状とこれからの対策についてですが、現状については、長年放置され適切な管理が行われない状態となっております。これからの対策については、空き家になった経緯など踏まえ、適切な処置ができるよう対応してまいりたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問から一問一答で。再質問。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、ごみ問題ですが、全員協議会でも説明がありましたけれども、ごみ削減目標を修正したという説明が、報告がありました。それをしたので、その修正をした結果についてこれから取り組んでいきたいという回答であったのですが、もう一度確認したいんですが、修正の結果、その豊郷の削減目標がどれだけになったのか、これを公表する必要があると思うんです。それから犬上3町が全部修正をしたということも聞きました。で、もう一度改めてですが、その下方修正した理由について説明をお願いしたいと思います。その結果、施設が140トンが139トンで目標1トン減少したということなんですが、その辺についても少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、このごみ問題を質問するについて、これ、全国の自治体でどういうごみ問題についての取組がされているのか。ごみ減量というので検索してみたんです。非常に驚きました。というのは、濃淡の差はあるんですが、全国の自治体でこのごみ減量に向けた様々な取組が行われています。逆に言えば、それだけ全国でこのごみ減量の問題が大きな問題、行政課題になっているということの裏返しだろうと思うんですが、これは要望ですが、まず、ごみ減量だけでもたくさん出てきましたので、ぜひまず全国の自治体の取組に学んでいただきたいということを要望を、これは要望です。要望をしておきたいと思います。

いろいろ見てみたんですが、例えばその中の1つで、大阪の堺市というところが、堺ごみ減量4R大作戦、みんないろいろ名前をつけてあるんですが、堺市はそういうなんで、これ見ますと、そこでは今現在の目標達成状況も書かれているんですよ。この資料では残念ながら現在目標を13グラムオーバーしていると、こう書いてあるんです。私はまず、オーバーしていたらオーバーしたで、それはそれで実情だから、そのことをまず市民や町民に知ってもらうということが一番大切なことだと思うんですね。それで大体、堺のこれでは、現在目標を13グラムオーバーしています。こんなこと書いてあるんやなとびっくりをいたしました。ぜひこういう姿勢が大事かなと思います。

そして、先ほど質問いたしました、この4月から7月が横ばい状況だという回答がありましたが、これでは、例えば、今年度のごみの減量化目標が今どれだけ達成されているかというのも、ここでも明らかにされています。ぜひやっぱり、今の状況を率直に町民に知らせて、そして町民と一緒にごみ減量に取り組んでいくという、こういう姿勢をぜひ持っていただきたい。

私は6月議会で、ごみ減量の達成状況を玄関で表示してはどうかと質問しましたが、それはあくまで1つの手法、手段であって、例えば、毎月、町が発行している広報にごみの減量コーナーをつくって広報をすとか、様々な、ホームページに載せるということもできるでしょう。様々な工夫をして、これは総務課長にお聞きしたらいいのかどうか分からないんですが、住民生活課だけに任せるのではなく、全庁挙げて総務課とも協力をして、この見える化に取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、これは、どちらからでも結構です。

これ、次に、ごみ減量のポスターなどを募集してはと、これも質問しているんですが、これも先ほどパソコンで検索してみますと、今、回答にも少しありましたが、実は滋賀県がこのごみ減量と環境美化に関する標語ポスター、今、募集してはるんですね。今、募集中なんです、見たら。その締切りがこの9月12日締切りとなっているんですよ。小中学生も対象とされているんですよ。お聞きしたいのは、こういう事業が行われていくことを住民生活課や教育委員会もご存じなのか。私が言うまでもなく、県やっているやんかというふうに思ったんです。まず、こういう事業が行われていることをご存じなのかどうか。知っておられるとしていけば、こういう募集に応じられているのかどうか。この点を明らかにしていただきたい。

最後に、6月議会の最後で、愛荘町にあるエコステーションをちょっと例にしましたが、その際にこういう施設を本町でも検討したらどうかと。同時に、それができるまでは豊郷のごみを持ち込めるようにしたらどうかというふうに質問いたしました、町長の方から、一応何か受け入れていただけるようだと、窓口の女性おっしゃっていましたがけれども、やっぱりトップ同士の話をしなければあかんと思いますというような、できれば豊郷町民がそっちに持っていける方法があればという、まず、大まかそういう趣旨の回答をいただきましたが、ぜひ私はトップ同士で話し合いをしていただいて、当面は、例えば、そちらの方にゴミが持ち込むようにすれば、うちの町のごみは減るのではないかと思いますので、検討を、回答をお願いしたいと思います。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、ご質問にお答えします。施設の方に私も直接行ってきまして、お話しして、あそこ、民間の方が運営していただいているということで、豊郷のごみは受けさせていただくと。ただ、乾電池、それと蛍光灯等は、やっぱり町できちっと今までどおりに役場で回収した方がいいだろうということで、そういう形をお願いしてはどうかということでちょっと内部では相談しております。

それと、ごみの減量についてですが、これは15%減量したらどうなるかというような中で、そして現状を把握した中でしたら、もう15%減量できているがなど。そこから、数値がどこでどうなったんやいうて検証した結果がこういう形になったので、それで、これからやるというのと、それと、ごみの堆肥化の機械がちょっと半導体の影響で、また遅れるということで、9月の末しか入らない。今は1台で運転している状況ですから、それで現状維持をしておりますので、9月末からあった場合には、また、担当課の方で、今現在、拡大に向けて検討の最中でございますので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

あとは、ごみの減量化ですけれども、ただ、今、リバースセンターの方で処理をしております。その行き先が岐センという岐阜の施設でございますので、そのRDFが商品化にならなかつたらそれもあきませんので、そこは十分考えながら、ただ、生ごみの減量は積極的に進めたらカロリーが上がりますので、その点はやっぱり押さえながら、担当課と協議しながら、みんなで進めてまいりたいなど、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。教育現場に、ごみの減量等に伴うポスター、標語が、応募がちゃんといつているのかというご質問であったかと思えますが、来ております。学校現場には、ただ、夏休みに、例えば例を申し上げますと税に関する作文とか、あるいは明るい家庭造りのポスターとか、読書感想文、貯金箱コンクール、あるいはよい歯のコンクールと、いろんなたくさんの募集が参っておりますので、各学校それを一覧にして、生徒児童がどういったことやったら書けるか、参加できるかというところ辺を児童生徒がチョイスして取り組んでいるという状況でありますので、ご理解いただきたいのと、例年、中学生議会を夏休みにさせていただいているんですけど、中学生の方からも、登校中にごみが目立つというような意見も出ております。非常に生徒も徒歩通学の中で、そういった部分に関心を持っていてくれるなということが非常に私たちはありがたいなということを思っております。車で移動するとなかなか目につかない

ところ、徒歩通学によって、そういったところに関心あるというところ辺はちょっと今後も大事にしていきたいと思っております。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 住民生活課長に現状だけ。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 計画の数値でございますけれども、豊郷町の基準となる元年度の数値が、粗大ごみが534トンから124トンに、ペットボトルの数値が100トンから14トンに、白色トレイの数値が4トンから1トンに修正しております。このことにより、1人1日当たりのごみ排出量の減量目標値が、令和元年度の数値が888グラムであったのが703グラムになり、新施設の供用開始になる令和11年度には、1人1日当たりの排出量の減量目標値が785グラムだったのが618グラムということになります。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 今、町長からも答弁していただきましたが、ぜひ修正をしてこれからだという話なんですね。私も資料を取り寄せまして、いただきました。この彦根愛知犬上地域の一般廃棄ごみ処理基本計画の、これ、3月にしたか、今おっしゃったようなことで、7月に改定されているんですよ。ですから、まず、それを町民に知らせる必要があるんじゃないかということ。それから、やっぱりちゃんとそういう話を知らせていく必要があるんじゃないかということをお願いしたい。

今、町長からも答弁ありましたが、ぜひこれから広報やホームページなどを利用して、それから教育長からも答弁ありましたが、いろんなあるのは税からいろんなあります、人権から。ぜひ、しかし、ある意味日本の教育で欠けているのが、ごみ教育とお金に関わる教育が高等教育でも取り上げられてないという最近の論調がありますよね。ぜひそういう中で取り組んでいただきたい、積極的に取り組んでいただきたいということを求めておきます。

それから、今、堆肥の機械が遅れていると。9月末ぐらいになるということなんですけど、私はずっと言い続けていますが、このリサイクル会員をやっぱりもっと増やしていくと。積極的にやっぱり町が働きかけて増やしていくということが大事かと思えます。昨年度の主要施策の概要を読むと、昨年度4名ですか、増

えたということになってはいますが、やはりやっぱり少ないなど。やっぱりもっと町民の協力とごみ減量に向けて、例えば字の役員会や総会に出向いて、リサイクル会員の説明、協力をさらに訴えろとか、そういう積極的な取組を求めたいと思いますが、回答をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の再々質疑にお答えいたします。一般廃棄物の計画の修正につきましては、ホームページ等で公表させていただいております。7月末に公表させていただいております。

もう1点リサイクル会員の件につきましても、今後さらに推進の方を進めてまいりたいので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、今、日本の教育には金とごみの教育が不足していると。特に、金も不足しているそうです。そういった中で、しっかり広報の中で、定期的にそれやったらどういう形でごみを減量していきましょうとか、そういう形、例えば、やっぱり自分の生活から考えていかんならん。ワンウェイプラスチックは、そういうのはもう買わないようにしましょうとか、再生材のプラスチックは使いましょうとか、バイオマスのプラスチックを使っていきましょうとか、プラスチックから紙に移行しましょうとか、そういうのを絶えず広報の中でも訴えていながら、減量に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

河合議長 鈴木議員、次の質問いってください。

鈴木議員 はい。次、税額通知書の件ですが、先ほどこの問題は町内のある企業の方から相談がありました。この企業は県内の10を超える自治体から社員の皆さんが通勤をされているそうですが、その10を超える自治体から送られている税額通知書の中で、豊郷町のやつだけがこういう長物で、このまま経理担当のところにいくものですから、税額通知書も所属も分かると、こういうものになっております。うちのもの以外は、これちょっと私のカード、こういう何というのか、してあって中を開けないと分からないと。こういうものになっているということですから。やっぱりこれは改善をしないかんのちゃうかというふうに、その企業の経理担当の方から企業の責任者に話があって、あったものです。今、先ほど順次改善をしていきたいということですので、ぜひ、改善をしていきたいと思うんですが、

お願いしたいと思うんですが、最後に、これ、総務課長にちょっとお願いをしておきたいと思うんですが、やっぱりこのような人権の配慮に欠けたものがほかの部分にも残されていないか。ぜひ庁内の点検をお願いしたいと思うんですが、その点についてだけ回答をお願いいたします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。今、ご指摘いただいた、ご提案いただいた件につきましては、また各課で相談させてもらって、ないかどうか点検させていただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい、次いきます。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 次、農地利用効率化支援事業の問題ですが、こういう事実があったのかどうかというてお聞きしましたが、こういう事案があったということでした。やはりこういう事案があったというの、やっぱり町行政にとって非常に重要な問題であるということをまず指摘をしておきたいと思うんですが、なぜこのようなことが起きたのか、次の点について明らかにしていただきたいと思うんです。

1つは、課内の決裁がどうなっているのか。これは回議書上げるわけじゃないですか、1つの事業を行う場合。担当者があって、それからずっと上がっていくわけですが、これは回議書というのは、だからそういう意味ではダブルチェックができるという仕組みになっているんですね。今回この事案が終わって、どうだったのか。回議書の決裁があったのかどうか。担当者の独断とか判断だけでこのようなことが起こったのかどうか。まず、これを明らかにしていただきたい。

2つ目は、何人の方への、私が相談を受けたのはお一人ですが、この方だけなのか、ちょっと心配するんですが、他にも通知が漏れた方がおられたのかどうかを明らかにしてください。

3つ目は、町がこの問題を把握したのがいつだった、いつか明らかにしてください。

4つ目は、把握をした後、どのような対応をされたのか。この方にお聞きすると、町長とも直接話をされたというようなことを言っておられるんですが、やはりこういう事実についてやっぱりその責任をどう考えておられるのか。この点についてまず回答をお願いします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。1つ目の課内の決裁についてはどうであったかという件につきましては、今回の補助金につきましても、決裁の方は各課で回っております。4月6日付で県からメールがありまして、課内決裁を踏まえまして、4月18日に認定農家さんへの配付をさせていただいております。

今回の方、何人の方に送れていなかったのかという問いにつきましては、人農地プランの関係の担い手さんの6人の方に通知の方が漏れておりました。

その後、把握した後の対応なんですけれども、私どもが知りましたのは、6月16日に農家さんの方から確認の電話がございまして、そのときにその6名の方に、中心経営体6名の方に送付ができていないということが分かったことであります。その後につきましては、6月16日に農家さんから連絡を受けまして、その後県等にお話をして、県の締切りは5月6日でございましたので、まだ間に合うかどうか等、いろいろ県の方に相談をさせていただきましたけれども、どうしても5月6日で締め切ってもう提出はかないませんでしたので、6月21日に、担当者さんと私とで農業者さんの方に出向いて謝罪の方をさせていただいております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 すいません。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 1個飛ばしてしまったように見たので、申し訳ないですが。回議書は回っていたというお答えですかね。そうすると回議書は回っていたのに誰も気がつかなかったのかということになりますよね、逆にお聞きすれば。正常な手続をちゃんと担当者から上がっているわけじゃないですか。何人、数名の、複数の方が判こを押されているわけでしょう、回議書は。その時点で、しかも複数の方への通知が漏れていたと。これ重大な問題ですよ。だと私は思うんですよ、事務的にね。なぜそう起こったのか、いまだに不思議なんです、もう一度その点について、なぜそういうことが起こったのか。回議書が回っていたとしたらね。最終的に課長、担当課長の責任になってしまうのかどうかということですが、そうは言いませんけど、やっぱりこういう問題が起きたときには、なぜそういうことが起きたのかというのをまず、原因をはっきりさせるということが一番大事なことです。責任問題はその後だと思うんです、私は。まず、なぜそのようなことが起きたのかということ、もう一度答弁をさせていただきたいのと、ただやっぱりや

っぱり責任は責任でありますから、その責任というのはやっぱり私は、今後どう
いうふうに改善をしていくのかと、ここが一番だと思うんですね。

それから、この方に、やっぱりまずは町としては、謝罪をするということが一
番大事なことではないかと思うんですね。近年、起こっているのは、この場合
は、町の不作為によって、町民が受けるべき利益を受けられなかったという事案
ですよね。近年、公務員がその職務を適切に遂行していたならば受けられるべき
であろう利益を受けられなかった場合に、その被害者が国や地方公共団体に国
家賠償を請求するという事案が、最近増えています。ある意味この事案もそれに
該当するような事案、非常に重要な問題だというふうに私は思うんです。もう一
度お聞きしますが、なぜそういうことが起こったのか。このようなことが再び起
こらないためにどうするのか、その点について明確に。

それからもう1つ。最後にこれは要望ですが、この問題を質問した後、こうい
う相談が寄せられました。今回の話とは逆なんです、数年前に、農業関係の国
庫補助を受けた認定農家の方から、町の方から計算間違いがあったので20万
円返してほしいという話があって、僕らに責任ないやろうというふうに言った
んですが、最終的には町に返還をしたと。こういうことも農政関係であるとお聞
きしたのですが、これについて次の機会までに調査をしておいていただきたい
と思います。

以上です。

産業振興課長

議長。

河合議長

岡村産業振興課長。

産業振興課長

鈴木議員の再々質問にお答えをさせていただきます。なぜこのようなことにな
ったのかについて、まず1点目なんですけれども、まず、今回、例年ですと2
月頃に翌年度の要望が参ってくるというふうに聞いております。それが、昨年度
についてはそれがなくて、3月30日に交付金制度についてが変更されて、4
月1日に来たんですけれども、そのときに交付金の名称も変わっていたという
こともございます。それと、そのとき担当していた者がちょっと初めての担当で
ありましたことによりまして、理解が不足していたのと、私も異動してきたばかり
で、中身についての理解度が足らなかったことも1つでございます。その点につ
きましては、今後、まずは助成対象者の方にご迷惑をかけないように、交付制
度につきましてはしっかりと理解をして、誰が対象であるか、助成の条件等につ
いてしっかりと説明できるように理解度の方を上げていくことが大事ななと思
っております。今回につきましては、このような結果を招いてしまって大変申し
訳ございませんでしたけれども、この対応の方を教訓として、今後しっかりと取

り組んでいきたいと思っております。

また、漏れを防ぐためにも、今回は時間の方もタイトでなかなか周知の方ができなかったんですけれども、今後は広報等にも載せられるようでしたら、広報にも載せていき、ホームページ等でも周知をしていきたいなというふうに思っております。

また、最後に問うていただきました20万円の件については、ちょっと私、把握しておりませんので、ちょっと確認して、また、調査の方をさせていただきたいと思えます。

以上です。

河合議長
鈴木議員

次の再質問いってください。

すいません、農業の問題ですが、1,000円の補助は考えておられないと、今のところでした。町内の収量が全部で8,400俵でしたか、ちょっと。あと個別の農家は分からない。幾ら予算が要るか、これ、8,400に1,000を掛ければ単純な話、いい話なんです、1つは6月議会、県の、今度、農業用燃油高騰対策金ができれば、本町ができる補助金を模索していきたいということで今回の補正予算に計上されているんですが、もう一度お聞きしますが、先ほどの質問との関連ですが、この支援の事業者は、対象者はどなたで、何人で、それから先ほどの質問、対象者に対して漏れることなく案内通知が発送、今、もうされているかどうか分からないんですが、もう一度念のために確認をしておきます。再度そういうことが起こらないようにね。ということでちょっと質問が逆になりました。申し訳ない。

それから、米1俵当たり1,000円の補助については、今のところ考えておられないということでしたんですが、東びわこ農協の令和4年産米買取価格ですか、これを見ました。これ見ると、キヌヒカりは単年契約で1俵当たり1万円、これは去年と据置きだそうです、日本晴は単年契約で9,700円で、昨年比べて300円、1俵当たり安いという状況ですね。なかなか燃油や肥料がいっぱい上がって、こちらは下がるという状況では農家の方がやっていけないと思うんですね。私は1,000円というふうに申し上げていますが、もう一度、1,000円が妥当かどうかということは申し上げていませんので、ぜひ何らかの形で、この農家の方への支援ができないか、再検討をお願いしたいと思えますが、その点だけ回答をお願いいたします。

産業振興課長
河合議長
産業振興課長

議長。

岡村産業振興課長。

鈴木議員の再質問にお答えをいたします。まず、最初の問いであります燃油等

高騰対策の補助金の人数なんですけれども、まず、県の方の補助金、補助の対象となるのが認定農業者さんになります。その方で、水稲につきましては15、麦につきましては13、大豆につきましては10、野菜等につきましては13となっております。あと担い手農家以外さんにつきましても全額補助の予定をしておりまして、こちらにつきましては、令和3年度と令和4年度の営農計画書から出しておりますけれども、水稲につきましては113、麦につきましてはゼロ、大豆につきましては6、野菜等につきましては62となっております。こちらにつきましては、今後ちょっと詳しい詳細等は決めていかなければならないと思っておりますけれども、周知につきましては広報、ホームページ、また農業組合長さん等を通じて農業者さんに伝わるようにしていきたいというふうに思っております。

また、支援についてなんですけれども、今、また、国の方で、肥料の高騰に対する補助制度を作成されておりますので、また、その制度を確認させていただきまして、町としてできるものであれば、また考えていきたいというふうに、肥料高騰に伴う補助制度、今、模索されておりますので、それに合わせて考えていきたいというふうには思っております。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 はい、次いきます。

河合議長 次。次、再質問。

鈴木議員 一部町有地の問題ですが、一部町有地になっている空き家があるという回答でした。それから、その空き家が長年放置されていて管理されていないと。その空き家の経過を私なりに言えば、精査をしてこれから対策を立てたいと、こういう趣旨、意味の回答だったというふうに理解をいたしました。

これは今回、町民の方から、隣の空き家の草がひどくて、家の駐車場まで来ていると。瓦が今にも飛びそうで危ないという相談がありまして、関係課に問題を提起させていただきました。その中で、空き家が一部町有地になっているということが判明をしたわけですが、空き家の現状は、長年管理されていないというような回答ですが、要するに、家屋で草が生い茂っていますよね。屋根も全部含めて。そして台風が来れば瓦が飛んでしまうような、そういう状況を管理されていないという状況だというわけでしょう、具体的にね。昨日見てきたんですが、今また、草がこの駐車場に伸びてきて邪魔になっていると、こういう状況ですよ。今、回答にありましたように、この空き家が一部町有地になっていることははっきりしたわけですから、今、その空き家は、今回台風が幸い、少し近畿地方から外れてくれましたけど、台風や大雨で瓦が破損して飛来して、空き地に被害

を及ぼす可能性は、今の現状では非常に高いという現状です。

このような問題がはっきりしたわけですから、次は、大事なことは、この問題をどう解決をしていくかということだと思っんですよ。回答では、これまでの経過を精査してということ。これまでの経過を精査していたらこの問題は解決はしないと私は思う。大事なことは、今日の前にある、そういう事実をどうするかということだと思っんです。過去のいきさつはさておいて、目の前には、今にも町民の方が被害を被るような状況があると。これを解決するのは行政の仕事です。仮に、一部町有地であることを町が認識をしておきながら何もせずに被害を出た場合は、町の過失責任が問われますよ。非常に過失責任、無過失責任じゃなしに。認識しているわけですから、過失責任が問われます。重大な問題が発生する。そこで、具体的にお聞きします。抜本的にどのような対策をこれから検討していくのか。

2つ目には、台風のシーズン真っ最中になりますから、当面、どのような手だてを考えておられるのか。まず、回答をお願いいたします。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。現在、町有地となっている空き家について、今後、抜本的な対策ということ。この空き家について、ちょっとこの、なぜこの空き家、空き家になった、ちょっと経過なんですけれども、実際、この土地については、以前、町の事業で道路をそこに建設する計画があって、この土地を町が買い上げたために、今、町有地としてなっているところでございます。この空き家について、事業の残事業として捉えるか、また空き家として捉えるかによって町の対応が変わってくると思っしますので、この点、町としてどういった面で、この空き家を残事業として捉えるのか、それか、所有者のいない空き家として捉えるかの対応を今後、町として検討していく必要があると思っしますので、ちょっとご検討させていただきたいと思っします。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 いや、それはつまり、認定の仕方によって不法占有になるか、町の無過失になるかと、そういう問題でしょう。それはそれで検討されればいいと思っんです。それは対象によっては全然違ってきますから。場合によっては、この方が不法占有していたということになったら大変な問題ですよ。それは検討されて。

もう1つ、お答えがなかったのは、今、これから大雨や台風が来たら、ほぼ瓦が落ちるような状況ですよ。当面どういう対策をされるのかということをお聞きしたんですが、回答がありませんでした。私、思うんですが、例えばその隣地にほろをするとか、それか、何かベニヤか何か置いてバリアをするとかして、その隣地に被害が及ぼさないという当面の対策はすべきじゃないですか。まず、その点を求めます。

それから、抜本的空き家対策、いろいろ空き家対策ありますよね。例えばそれがいいかどうかは別にしまして、特定空家対策という対策も取れるわけですから。このこともぜひ一度検討をしておきたいというふうに思うんです。

最後に、これも、町民の方からこういう質問していると言ったらご相談がありました。経過が分からないということでしたのですが、あるところの分譲地に空き家があると。その空き家を親戚の方、家族の方が売ろうとされた。もう空き家を整理したいと。ところが、その下が、土地が、町有地になっているということが分かって、売れないと。その空き家が。ということになって困っているというご相談がありました。そういう調査をしていただければ分かると思いますが、まだこのような空き地があるのかどうか、ぜひ12月議会までに調査をして、報告をお願いしたいと思います。

以上です。

企画振興課長

議長。

河合議長

山田企画振興課長。

企画振興課長

鈴木議員の再々質問にお答えいたします。先ほどから町の対策として、隣地に迷惑をかからないような対策を取れないのかということと、あと、特定空家としての認定をして対策を取っていくのかということなんですけれども、先ほどから申し上げたように、この空き家はそういったように、立ち退きを条件に買い上げた土地だったんですけれども、本人さんが立ち退かずに事業が着手できず、現在の状況になっているという状況がありますので、これをどういうふうに町として捉えていくのかということによって、今後の対応の仕方が変わってくると思いますので、その隣地対策等につきまして、当然、費用もかかってくることで、空き家としての捉え方をするのか、この事業を着手できなかったことに対する町の対応について今後どうするのかによって対応の仕方が変わってくると思いますので、ちょっと明確な答えは差し控えたいと思います。

また、新たに町有地であるところが判明したという点につきましては、こちらも今までの事業の関係ですので、また、担当課とまた協議いたしまして、調査等について報告したいと思います。

以上です。

河合議長 次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、私は一問一答で、一般質問をさせていただきます。

町財政健全化で。前で言うんだったっけ、ここでよかったですかね。ここでいいんやね。町財政健全化で住民福祉の充実をとということで、町長にお尋ねいたします。町は、政府の国土強靱化対策事業約22兆円に応募し、歌詰橋整備工事をしましたが、当初整備計画を大幅縮小した中で、巨額の工事費を使うこととなりました。この国土交通省の国土強靱化公共事業費は過大な予算で、2年続けて3割の約4兆円が未執行状態です。伊藤町政は、財政調整基金が潤沢にある町財政を背景に、庁舎改築事業や、歌詰橋改修事業などを実施してきましたが、この財政運営は見直しが必要です。町民は一生懸命税金を払っています。今後、豊郷町が町民ニーズに応じて、住民福祉をどう維持し、進めるのか。10年20年後を視野に入れて、真剣に考えるときではないでしょうか。町の見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番、今村議員の町財政健全化で住民福祉の充実をのご質問についてお答えをします。昨日、議決をいただいた歌詰橋整備工事につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、後年度に交付税が措置され、町民への負担を減らすように事業を行う予定です。また、昨年度までの役場庁舎につきましても、町民の安心安全のための防災拠点となるよう、また、必要最小限の規模になるよう改築をしたもので、決してぜいたく普請は行っておりません。これらの事業につきましては、いつかはやらなければならない、避けては通れない事業で、他の事業にも共通して言えることですが、住民の福祉の向上とともに生命、財産を守るために、最小限の投資で最大限の効果を上げるために、創意工夫を凝らして事業を行っているところです。10年、20年後を視野に入れてとのご指摘ですが、2019年度から2028年度まで第5次総合計画に基づいて、将来にわたって安定した町運営を行っていただけるよう、必要な事業を必要な規模で行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 再質問ですか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長の今おっしゃったことは、地方財政法から見て当然なことだと思います。そこで、豊郷の、今議会は財政健全化比率の中で将来負担比率の状況、令和3年分が出ておりますが、これを見ますと、今の時点で将来負担比率はマイナスの43.9%。これ、金銭的に計算していると4億ぐらいがマイナス部分みたいなんですが。町の仕事というのは、やはり先ほどおっしゃったように、住民福祉をどれだけサービス上げて、住民の皆さんに快適な環境をつくるかということとして、そういう社会福祉的な用途と、それからインフラ整備とかやっぱり住環境の整備、ごみ問題いろんなことありますが、こういった中で、特に豊郷は近畿でも公共施設の町民1人当たりの面積が非常に高い。そういう町になっているんですが、この町の公共施設等総合管理計画、令和4年3月改訂版を見ますと、今後、公共施設の将来更新費用、メンテナンスを含めて、長寿命化で、今、公共施設ももう60年、80年、そういった時代に長寿命化で長く使うという時代でございます。そういった中で、将来更新費用に対して、今の時点で、普通建設事業費の中で不足分が出てくるという見込みを持っているわけですね。こういう、なぜこういうのが出てくるかと言えば、やはり日本は減少社会ですから、もう2050年には人口は2割減るだろうと。地方自治体も含めて、そういう社会の中で持続可能な豊郷をつくっていただくために、こういった将来の10年、20年先に必要とする経費をどういうふうに出していくか。そして、期待は膨らませないと。後年度負担をなるべく下げると言っておられますが、これからの人にそういうツケを回さない、そういう町政をするために、公共施設等の将来、インフラ含めて、どういうふうなことを考えておりますか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。ご指摘いただいたとおり、公共施設の長寿命化等は必要なことでございまして、それに関わりまして、修繕、メンテナンスの費用等もこれからずっとかかってくるというのは承知しております。町におきまして、後年度に負担をなるべく残さないようにということで、現在におきましては起債の繰上償還を行っておりますし、また、将来的に必要なになったときに必要なだけの基金を積んでいけるようにということで、償還を含めて基金積立ての方も行っておりますので、今後も将来に向けて、安定した運営ができるようにというふうに努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 そういう、今、課長の答弁では、非常に抽象的な答弁ですよ。だから、それを町の執行機関としてはどのような形で、起債を増やさない、借金を増やさない、町債を増やさないで、町民ニーズに合わせた福祉の向上やインフラ整備とかをやるのかという、具体的なやっぱりそういうことを、少なくとも、ここの総合計画ありますけど、10年にどんだけのお金を町として回していくとか、それはやっぱり町民に見える形で出すべきだと思うんです。だから、そこら辺のことをしっかりと、そういうのをつくっていただきたいなと思っておりますが、それについてはどうですか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。起債を増やさないために等々で10年程度の金額の入った計画等をつくったらどうだということでご質問いただきましたけれども、それにつきましては、町としましても今後突発的な災害等が起こったりして予定外の支出も行う可能性もないとは限りませんので、軽々に数字を出すことについてははばかれるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 次いきます。

河合議長 次の質問してください。

今村議員 はい。今の問題、また、次やりますわ。

次、安心して利用できる第9期介護保険事業を目指して。町長にお尋ねいたします。豊郷町の第8期標準介護保険料は、7期金額よりも80円減額され、6,400円ですが、この保険料はまだまだ高いというのが、多くの町内高齢者の実感です。そこで、下記の点について町の見解を求めます。

①第9期保険料の引上げ、引下げは考えているのか。②町独自の保険料利用料減免施策の実施を求めますが、町の見解を。③厚労省社会保障審議会が検討項目に上げている利用料負担の原則2倍化についての町の見解を伺います。④さらに、この審議会では、要介護1、2の軽度者への生活支援サービスを地域支援事業に移行する検討もあります。豊郷町ではどのような影響が想定されますか。⑤ケアマネジメント、ケアプランの利用料負担の検討も、これ、毎回よう出てくるんですが、また今回も出ているようですけども、これについても町の見解を伺

います。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の安心して利用できる第9期介護保険事業を目指してのご質問にお答えします。まず、1番目の第9期保険料の引下げについてですけれども、第9期介護保険料につきましては、令和6年度から令和8年度の給付見込み、被保険者数の動向、介護保険給付準備基金の状況等により決定されるものであることから、現時点で確定的なことは申し上げられませんが、介護給付準備基金を有効に活用していきたいと考えております。

2番目の町独自の保険料利用料の減免施策についてですが、これまでお答えしているとおり、実施については考えておりません。

3番目の利用者負担の原則2割化についての見解についてですけれども、今後社会保障審議会の介護保険部会で議論の方はされると承知しておりますが、現行の原則1割負担を維持すべきと考えております。

4番目の生活支援サービスの地域支援事業へのさらなる移行に係る影響についてですが、どの事業が移行するかによってその影響も異なることから、現時点でお答えすることはできません。

5番目のケアマネジメントの利用者負担については、全ての利用者が公平にケアマネジメントサービスを利用し、自立した日常生活に向けた支援が受けられるように、現行の10割給付を維持すべきと考えております。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 この①については、8期初年度の介護保険特別会計の事業決算書は黒字で、基金が増えるという形ですから、今年度もコロナの影響もありますし、出てきますが、今、介護保険料の基準額というのは、一番最初の第1期のときは全国平均が2,911円、うちも二千何百円台だったんですが、今、第8期の全国の介護保険料の基準平均額は6,014円。うちは6,400円なので、まだまだ全国平均よりも高いわけですね。そういう中で、それをやっぱり下げていくためには介護保険の中身の充実や、また、町独自の支援も必要だということはずっと訴えているんですが、保険料利用料の町独自の支援は、これも、今回も考えていない。

3番目の、利用料の原則2倍化。これは、もう現役並みとか、所得の多い、年金の多い人に関しては、利用料の2割負担、3割負担という対象者は出ています

が、豊郷町の所得でいきますと、高齢者の所得でいくと、1割負担がやっぱり多いんじゃないかなと。原則1割負担が。そこが2割負担になるということは、利用を抑制せざるを得なくなる。必要な介護サービスが受けられない。これは非常に問題があるんじゃないかなと思いますが、豊郷の1割負担の皆さん、今、原則1割ですから。それは高齢者人口2,000人弱ですよ、の中で今どんだけいて、この人たちが2割になったら受給、サービス抑制をする人が出てくると考えておられるのか、その辺を聞きたいです。

それと、④で、要介護1、2の軽度者の生活支援サービスに対してどう思って、その切替えについて町としての見解はという話でしたが、これも、要介護1、2の生活援助等サービス、デイサービスを含む、こういったサービスが、今、検討されているのが専門職を減らした安上がりなサービス、基準緩和サービスや、また、ボランティアを中心とした総合事業に移行させる案です。こういったことで、サービスが削られて、在宅生活が、維持が困難になったり、家族の介護負担が増大するケースが多数報告されています。この問題は非常に、全てのサービスを給付からどんどん外していく、要支援はもう外れていますけれども、今度は要介護1、2も外していこうとする。こういうことになりますと、もうほんまに高齢者の生存権が脅かされる問題ですが、このことについて現場からの声は、事業所からのそういった意見の聞き取りなんかはしておられますか。

そして、5番目の、これはケアプランの有料化、何回も言われているんですが、このケアプラン料が有料化になると、経済的事情でケアプランが作成できず、介護保険制度そのものにアクセスできなくなる。要はケアプラン難民、もうそのケアプラン料のお金が払えなかったら、もう受けられへんから、もう認定もらってもいいわという感じの、お金がないなという人が出てくる、こういったことがもう明らかだと言われているんですが、これについて町としては、どういう介護サービスの保障を考えておられますか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。町独自の支援をということですけども、介護保険料の減免、利用料の減免の方を行う場合、当然その財源というのは介護保険料の中から賄うことになりますので、その場合当然基金の方は減少していくので、次期計画に影響が出るため、実施しないというのは以前からお答えしているとおりでございます。

1割負担の方が2割になればどうなるかということですけども、軽々にどの程度どうなるというのもお答えすること難しいんですけども、現時点で、ほ

ば九十数%の方が1割負担となっておりますので、その方が全て2割負担になれば、必要なサービス以外のサービスを使わなくなるので、当然利用控えは出てくるかなというふうに考えておりますけれども、あくまでも仮定の話ですので、その点でご理解いただければと思います。

あと、総合事業の移行の件ですけれども、前回、以前の改正の際に要支援の方の、軽度者の事業がデイサービスとホームヘルプサービスが総合事業の方に移行したんですけれども、本町においては従来型の方に移行させていただいて、利用者の方にできるだけ影響が出ないように、以前のサービスと同様のサービスが利用できるような状態を確保の方をしております。今後、要介護1のデイサービス、ホームヘルプの方が移行した場合、どうなるかということですが、当然サービスの受皿が総合事業の方でできるかどうかというのはなかなか難しい部分の方もありますし、その受皿がない場合は当然現在要介護の方でサービスを受けていただいている事業者の方にそのまま総合事業の方の登録をしていただいて、従来のサービスがそのまま継続して使えるように、できるだけ利用者の方に影響が出ないように、やっていければというふうに考えております。

意見の聞き取りにつきましては、当然次期計画策定のときに、包括の方で意見の方を聞き取っていきたいと思っておりますが、町の総合事業として採算が取れなければ事業所の方、入ってきませんので、そこが入ってこなければ当然従来型サービスをそのまま継続して使っていただける、利用者の方に影響出ないように考えております。

ケアプランの1割負担の話ですけれども、こちらにつきましても、国の方でどうなるかというのが今のところ明確にはなっておりませんし、民間議員の方からは1割負担できるという意見もありますけれども、全国町村会なり全国市長会の方では、当然利用者負担をすることで、ケアプランを使わないで介護を使わないことで重度化していく可能性があるもので、そこは慎重にすべきという意見の方も出ておりますので、こちらにつきましては、町村会、来年度以降になろうかと思っておりますけれども、それぞれ要望する機会があろうかと思っておりますので、10割、原則10割負担、10割給付というのを堅持していただきたいという要望は、国の方に上げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 再々質問。

河合議長 はい、再々質問。今村議員。

今村議員 今、8期の中間年になっているので、来年になると具体的な内容がいっぱい出

てくるんですけど、豊郷で、この介護事業というのが保険料が高くて、それで利用料までいかないという人がいる実態を把握していると思うんですが、そういった方々が利用できるいろんなサービスというのは、一般施策でもしていただいている面もありますが、基本的に介護保険事業を町としてももっと充実をさせていかないと、これからの高齢者のいろんな問題が出てくる可能性があるんじゃないかと私は危惧しているんですが、豊郷としては、この8期の現状を見て、今、町が一番やらなくてはいけないと思っている介護事業というのは何だと考えておられるか、最後に聞かせてください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。介護保険事業として何をやるべきかということですが、介護保険事業というのはあくまでもその事業所の方が、事業所の方でサービスを利用して、どの、現在のADLを維持していこうというのがもともとの制度でございますので、介護保険事業の中かというと、恐らく地域支援事業の方になろうかと思っておりますけども、これまで地域支援事業の方ではやらずに町の一般施策で生きがいデイサービスであったりとか、元気力アップ教室等の事業の方を実施しておりますので、介護保険事業の中よりも介護保険事業外で元気老人をできるだけつくっていくように進めてまいりたいというふうに考えておりますが、現在については、新型コロナウイルスの感染症の影響でなかなか事業が進捗していないという状況の方もありますので、ウィズコロナ、アフターコロナを考えながら、できるだけ事業の方を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

今村議員 はい、次いきます。改良住宅譲渡促進に向けて。町長にお尋ねいたします。改良住宅譲渡事業は豊郷町が実施した同和対策事業の最終事業ですが、入居者の高齢化など、空き家も増え、ますます早期解決が求められています。町はこの譲渡事業を打ち切った際に、家賃を見直し、公営住宅法に基づく入居世帯の収入に応じた家賃体系にすると断言しています。しかし、これまで政策家賃で低く抑えられてきた改良住宅入居者の多くは、説明を受けていません。町は、当初、改良住宅の持ち家化を前提にこの事業を実施してきました。その意味では、分離不能型住宅も含め、関係住民との譲渡交渉を密にし、可能な限り譲渡をするべきではないでしょうか。

次に、分離不能型で、片側譲渡をした民地と官地である町有地とのトラブルに

対する町管理責任についてです。境界線の確定や、家賃をもらっていても空き家状態で草木が生え放題、ごみ投棄、小動物の繁殖など、地域の衛生環境を悪化させるところがあります。また、事業残地がいまだに放置され、境界も不明になったところも多く見られます。これらも譲渡の際に一括で購入してもらおうなど、町事務の軽減を図るべきではないでしょうか。以上の点について町の見解を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の、改良住宅譲渡推進に向けてについて、人権政策課からお答えいたします。1つ目の質問で、譲渡を打ち切った場合、家賃を見直し、公営住宅法に基づく入居者世帯の収入に応じた家賃体系に町はすると言っていますと質問に記載されておりますが、この回答については、去る6月議会で答弁させていただいたとおりでございます。

次に、関係住民との譲渡交渉については、今までどおり早期譲渡に向け、努力していく思いでおりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、分離不可住宅の境界の確定については、譲渡契約の際、双方が納得し、現状有地にて売買契約が締結されていると認識、把握しておりますので、必要ないと認識しております。

次に、譲渡後の隣地の衛生環境については、現状の入居名義人に対して適正管理を行うよう指導している状況でございます。また、事業団地を譲渡の際に一括で購入してもらおうと言われておりますが、改良住宅の残地については、事業用地のため売却する予定はございません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 最初の質問なんですけど、6月議会に、入居者にそういう説明はしていないという話でしたけれども、でもそういうのを町長はそういう、もう既に譲渡検討委員会でそんなのは決まっているみたいなことをおっしゃっていましたが、町の方針としては、家賃について、この事業が終了したときに、今の家賃から公営住宅法並みの家賃にするという方針は持っているんですか。そういうのは、家賃の問題って、皆さん、住民にとっては大変な問題ですから、ここでやっぱりちゃんと答弁をしていただきたいと思います。

それと、分離不能型で片側譲渡した民地とか官地の件ですが、要は、片側は民

地なんやけど片側が町有地の町営住宅という形になるから、もうその境界が分からなくなると草はどんどん侵入してくる、さっきの空き家と同じ話ですけども、そういうのは、少なくとももう片一方が民地になったら境界に際目ぐらいすぐに打てると思うんですよ、測ったら分かることやから。ここからが民地でここからが官地、町営住宅の方ですよとか。それと、改良住宅の残地は処分しませんが、あの道路わきの住宅との間の三角地の残地、結構ありますよね。でも、それも全然境界も分からなくなっているところもあるし、もう住んでおられる方の敷地内で取り込まれたところもあります。でも、現実には公図上、あれ、町有地になっているはずなんですよね。そんなのもいつまでも放ってたら、先ほど言っていた分譲地が自分の土地やと思ってたら町有地だったという、そういうちゃんとした事務処理がされてないということが引き続き起こる懸念もありますし、ちゃんとそういうことは、早め早めにやるべきじゃないでしょうか。その点、課長は、住宅の譲渡はちゃんとやっていますとおっしゃっていましたが、6月議会で町長は、入居者との合意がなかなか得られない、町は時間はかかっても努力をしていると言いましたが、令和3年で譲渡率34.8%、令和4年でも見込みで35.5%、ほとんど変わらないんですよね。どこ頑張っているのか、私には全然見えないんですが、この譲渡を推進させない、その問題点は何ですか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。家賃の問題でございますが、前回も言いましたけれども、これ、謂れのないことを言うてはるので。うちの方、町といたしましては、当然公営住宅、改良住宅が公営住宅化した場合については、当然公営住宅として収入に応じた家賃になるだろうという仮定のお話ですので、まだ限定したわけではございません。

続きまして、残地処分についてでございますが、一応、長池団地のコーナー部分に関しまして、緑地スペースがございます。その点については、道が交差するため、見通しがよく、交通面に関しても配慮されている。昨年みたいに大雪の場合に雪の退避場所にも利用できるものと考えております。

あと、境界確定についてでございますが、今回譲渡したところについては、契約が締結しておりますので、境界確定する必要はないと思っております。もし、今後、境界の確定をして譲渡してくれという申出がありましたら、民法の223条224条の規定により、民地の所有者との共同費用にて設置することができると書いてありますので、申出される方にも境界確定に係る測量費用等を発生することを承知の上で、対応していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村議員。

今村議員 課長に申し上げたいけど、これは同和対策事業でやってきた事業です。そういった中で、町が事業に沿って区画を決めて、そして、そこを住宅として利用したり、今は譲渡しているわけですね。そういうことであれば、区画をつくった町が、区画はどこからどこまでやというのを提示する責任は当然あるんですよ。住宅だけじゃなくていろんな農地もそういう分譲もしましたし、いろんなことありますが、町がそこを造成してそうつくった、同和対策事業のもとにつくったんですから、そのことは、先ほどの答弁はおかしいんじゃないですか。それを放棄して、譲渡は進めない。進める方向は何も言わない。だから町の姿勢はおかしいと思います、私は。それを町長も是認されているわけですけれども、この事業が進まないということには何が一番原因しているんですか。

私はもう、対象家屋の入居者に話を進めていけば大抵の人は、よっぽど事情があれば駄目でしょうけれども、町の誠意で交渉されたら、高野瀬団地でもいち早くあれだけ譲渡ができていますから、できると思っているんです。それをやらないというのは、同和対策でうちは結構お金残りましたよね。貸付事業も黒字で終わりましたし。そういうお金がないからしないんじゃないかって、やる気がないからとしか思えないんですが、その点について、町長はどう思いますか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。以前にも申しましたように、今年も、御所市で財政対策の会議がございます。改良住宅譲渡推進協議会はどうなったんだろうということでも私の方に質問がありましたが、なかなか市の状況が、関心が薄くなってきたので、この財政対策の中で考えていかないかなという話が出てきました。その中でも、まだ豊郷町は進んでおる方で、ほとんど遅々として進んでないのが実情です。しかしながら、しっかり、やっぱり住民の皆さん、入居者の皆さん方のご理解いただいて進めていかなければならない事業ですので、格段に皆さん方にも応援団としてしっかり応援していただきたいな、このように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 次の質問いってください。

今村議員 続きまして、広域大型ごみ処分場計画の見直しを。町長にお尋ねいたします。私は彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理計画素案に対するパブリックコメン

トを今年の2月14日に提出いたしました。その後、国、県、環境省の変化や、関係住民運動の高まりなどからして、やはりこの処理計画は白紙撤回で見直すことが、1市4町の住民に多額の後年度負担と禍根を残さないことではないでしょうか。地球温暖化対策として、ごみの徹底した減量と、分別後のごみは再利用、リサイクルを増やし、やむを得ず焼却施設を造る場合も、小規模化、分散化で、建設コストや収集運搬コスト、さらに施設維持管理コストを減らすべきではないでしょうか。

次に、リバースセンターで作っているRDF固形燃料ですが、今、香川県の三豊市では、トンネルコンポスト方法でRPF固形燃料を作り、工場に販売しています。今、科学の進歩で、温室効果ガスを減らすシステムもできてきています。検討する価値は十分にあると思いますが、以上の点について町見解を求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、今村議員の広域大型ごみ処分場計画の見直しをのご質問についてお答えいたします。豊郷町一般廃棄物ごみ処理基本計画で定められたごみの15%削減という目標は、これまでの町の排出量推移が横ばい、あるいは、微増傾向にあることから、厳しい目標にはなっており、新ごみ処理施設の施設規模は当該目標を反映して決定していることから、目標は達成する必要がある、そのためには、町民の皆様のご理解とご協力が必要となります。行政としては、出されたごみは安定かつ衛生的に処理するという責任があるため、極めて困難な目標を基に施設を整備すれば、達成できないと、安定的に処理をするという責任が果たせなくなるリスクが大きく、あふれた分を別途処理委託するのも結果的にコスト増を招くこととなります。こういったことから、適正な施設規模、維持管理コストになるよう、広域行政組合の方で計画をされておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

また、三豊市におけるトンネルコンポスト方式による処理方法の検討をとのご質問についてですが、新ごみ処理施設建設での処理方式についても、彦根愛知犬上広域行政組合において十分に検討していただいております結果でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

河合議長 再質問。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、課長の答弁は、従来の答弁ですよね。私、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書要約書というのを広域組合からお借りし

てきまして、読んで中身を見てまいりましたが、2点、非常に問題だなと思ったのは、1点目は、この一般廃棄物の量を非常に、処分場施設に比べると、施設の大きさは見ると、過大に見積もっているということが、ここの対象地域実施地域及び周囲の中の廃棄物の社会的状況というところがあるんですが、そこを見ると、これでは日量139トンということ、災害廃棄物も含めて想定して、その69トンずつの2つを設置するという規模になっているんですが、この彦根市の年間のごみの一般廃棄物の排出量は3万2,975トン。それで、豊郷町の場合は令和2年度の排出量は、豊郷の場合は1,938トンということで、リバーセンターで4町の年間燃えるごみの排出量の記録を見たんですが、令和2年度でしたら約4町で年間8,000トンという形になっていたんですね。そうしますと、焼却場を2つ造って24時間稼働で焼却させて、タービンを起こして熱を、電気を起こすとかそういうサーマルリサイクルだとおっしゃいますが、非常に、私はそれは非常な無駄遣いだと思います。現実の実態に合っていない。

町長は、6月議会のときに、1市4町で2030年には46%削減を目指して努力しますと言っているから、半減をしようと思っているんですね。パリ協定では、2050年にカーボンニュートラル、要は、出すごみと、CO₂と、またそれを回収するそれがとんとんにならなあかんということをおっしゃられ、それに、これは日本も協定にサインしているわけですが、そう思うと、この施設は異常に矛盾した、過大見積りの施設だなと思います。

それともう1点は、なぜこの、ここに立地をしなければいけないのかという問題です。この環境アセスメントに工事概要ということでありましたが、これには最初、当初、広域組合から説明があったのは、建物部分の建設費用が約200億円、そして周辺整備と地盤改良のは別途要ると。土地の買収も別途要するという話でしたが、工事図面を見て、地下調整池を山のところに造って、あとは盛土をして焼却施設、リサイクル施設を造るって、この時代に、こんな防災をしなければいけないところになぜ造るんですか。これが本当に今の災害に適応できるかというのは非常に不透明な施設を造る。これも無駄な経費として、非常に高くなると思います。

そういうことを含めて、私は今回、パブリックコメントでは、いや、分散して小規模でごみ処理経費を低く抑える方法として、1市4町1か所の大型施設じゃなくて、分散型で造れることで提案したのが、この三豊市のトンネルコンポスト方法で、今までRDFがなぜ売れなかったか。あれは何もかんも、生ごみも何もかんも乾燥して固めるだけだから、それは、燃焼材として買ってもらうのには、塩素が含まれているので、それはすごく炉を、釜を傷めるから企業は欲しくない

ということで買うところが減ってしまった。でも、ここのは、大王製紙会社で買っているというのは、全部バイオの、このトンネルを造って、生ごみとかそういうものが全部分解される。残るのは紙とプラスチックだけやと。それは、燃焼材として火力も上がるから喜ばれると。だから、そういう方法も低価格でできるんですよね、あそこの実証をやっているところ、建設費用とか維持管理費用を聞くと。だから、うちでも低価格でできる施設を分散して、私、運搬経費がものすごく高くなると思うんです。1日400台近くが、あそこにパッカー車が来なきゃいけないみたいですけど、量としては。でも、そんなことをわざわざしなくても、地域を分ければそういう負担も減ります。小型のやつに造り替えたら、それで非常に後年度負担、運転、ランニングコストも減って、建設コストも減るというようなことについて、管理者会ではそんな意見などは全然上がらないんですか。それをちょっと聞かせてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 処理施設が過大に見積もっているということですがけれども、リバースセンターで、今おっしゃった8,000トン、4町でということらしいですがけれども、これには粗大ごみが入っておりませんので。そこに粗大ごみが入ると大変な量になってきます。ただ燃えるごみだけという、特に食品関係と、そしてその包装、もろもろで大体このリバースセンターは運営しておりますので。

それと、2年度の基本は、数値が、豊郷町、さっきも言いましたように、違っていますので、ちょっとまた訂正していただければなと思います。三豊市も言うちゃ悪いけど、最後は燃やしているんです。いかにして、やはりプラスチックごみでも、汚れたものは燃やさなければならぬというのが基本ですから、いかにしてプラスチックごみでも再生利用するか、そこらの分別が大変だろうというのは思います。今現在、ほんで先ほども鈴木議員のときに説明しましたように、リバースセンターで今処理しているさかい、今のうちにしっかり、そのプラスチックごみをいかにして減らしていくのか、そして生ごみをいかに減らしていくかというのを考えていかなければならない、このように思います。

小さな施設になれば小さな施設でまた、やはり設置費も高くなりますし、ランニングコストも高くなります。大きな施設になるとランニングコストは少し安くなりますけれど、どこでやはり妥協をしていくかというのが一番大切だろうと思います。

ただ、国の、2030年で46%のは知っていますという、私、発言したと思うんですが、46%削減しますと言ったこと、覚えはありませんので、ちょっと

言葉尻変えられたらちょっと困りますので、その点だけ申し上げておきます。しかしながら、減量に向けてしっかりやっていますので、どうぞよろしく願いいたします。

今村議員 はい。

河合議長 再々質問。

今村議員 国のこの46%削減には努力をしますという話だったんですよ。よく聞いてください、あなたも。

私は、この広域のごみ処分場施設の今の経費でいくと、今、資材高騰という物価高の中で、公共事業費も上がるという想定すると、300億から400億は超えるんじゃないかとそのように思います。そのことを、やっぱり、税金だということをよく知って、町民の皆さん、関係住民の皆さんの納得のいく説明をするということをまず一番に考えていただきたいと思います。時間来ましたので、答弁はいいです。

河合議長 答弁よろしい言いますけど。よろしいのか、答弁は。

今村議員 うん、答弁、いい。同じことしか言わないやろ。

河合議長 答えを聞いて、他にちゃんと聞かれたらいいのや。

今村議員 だから考えてくださいと言いましたよ。

河合議長 よかったら聞かなくてもええのや。

昼食のため暫時休憩いたします。再開は1時15分です。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時13分 再開)

河合議長 それでは、午前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

日比野雄二君の質問を許します。

日比野議員 議長。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 それでは、質問させていただきます。1問です。コロナワクチンの5歳から12歳未満の接種率と、向上のための町としての方策を再度問う。概要旨としましては、コロナも7波に入り、当町も毎日十数名発病している状況です。また、感染ルートも、飲食店からの大人の感染で家庭で広まる状況から、12歳以下の子ども感染から家庭に広まる状況となってきました。国の方も知見、エビデンスが不十分ということで、現在は努力義務規定より外していますが、今後、7波、そして8波が発生した場合、必ず国は知見及びエビデンスを見直して、努力義務規定となると思います。それに先駆けて町として何をするのか。何を啓蒙す

るかを伺いたい。切に検討にかかってほしい。現状を言いますと括弧ですけれども、全国の5歳から12歳未満の接種率は、1回目が20.8%、2回目が18.8%で、10歳未満の発病率が一番高い。ちなみに、人口10万人当たり2万1,300人である。3年前からの発病を考えた数値です。ですから、5歳から12歳未満の発病を抑えないと、7波及び将来起きる8波は止められない。このためにもワクチンの接種率を上げる必要がある。お願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野雄二議員のコロナワクチンの5歳から12歳未満の接種率の向上のための町としての方策を再度問うのご質問にお答えいたします。まず、12歳未満の努力義務の適用についてですが、現在厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて議論され、現時点で9月上旬に努力義務を適用する予定と、8月9日に開催されました新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会第15回にてアナウンスがあったところです。

努力義務については、予防接種法第9条において、第5条第1項の規定による予防接種であって、A類疾病に係るもの、または第6条第1項の規定による予防接種の対象者は、定期の予防接種であってA類疾病に係るもの、または臨時の予防接種同条第3項に係るものを除くを受けるよう努めなければならないと規定されております。

予防接種につきましては、ご承知のとおり、被接種者が当該予防接種にかかるリスクとベネフィットを考慮した上で、接種を受けるかどうか判断するものであります。その判断材料として、対象者には新型コロナウイルスワクチン接種に係るリーフレットを接種券に同封し、接種勧奨と兼ねて、啓発を既に行っております。接種可能となった令和4年2月21日から半年以上経過し、接種を希望される対象者は既に接種を終えられていると考えており、現時点で周知を行うことは考えておりません。

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 先ほどの説明で、現在5歳から12歳未満の町の接種者の対応者というのが533人。この中で、接種率、国の接種は大体20%ぐらいですけれども、当町の接種率、ちょっと、今、最近のやつをちょっと聞いておりませんが、もう一度当町の9月、近々の接種率をもう一度伺いたいということと、今まで

に5歳から12歳未満で、これ、簡単に言いますと小学生ということになりますので、実際今、3年前から小学生で、実際にコロナにかかった人数がどれだけいるかをお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再質問にお答えいたします。8月末現在の接種率になりますけれども、人口、先ほど議員ご指摘のとおり人口5歳から11歳の人口533人のうち、2回目接種を終えられた方が64名、接種率にしますと12.01%でございます。

あと、誠に申し訳ございません。小学生の感染者数というのはうちの方では把握しておりませんので、現時点で今、申し訳ございません、手元の方に数字の方、ございません。

以上です。

河合議長 再々質問ですか。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 この状況によりますと、やっぱり全国に対して豊郷町は接種率が大分低いと。今後、先ほど言いましたような形で何とかこれ感染を抑えようと思えば、今の5歳から12歳ということで、小学生のここら辺を何とか接種率を高めて感染を抑えないと、どうしてもこれ、将来、7波及び8波に向けて、このままの状態では、また8波来たときに同じことを繰り返すと。これ、毎年毎年繰り返すということになりますので、何とぞ、今のところ啓蒙しませんということですが、何とかこの中学生以下、5歳から12歳のところの接種率を今よりも何とか高めるような方策を、できれば考えていただきたいと思います。それをお願いして、返答だけちょっとお願いします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、日比野議員の再々質問にお答えいたします。子どもの感染を抑えるというのは確かに大事なことでございますけれども、基本的に子どもが起点として感染というのは今現時点で広まっておりません。当然大人から子どもに感染して、子ども間で感染して広がっていくという部分では、子どもの方の接種率を上げるのも当然重要ですが、大人の方の接種率を上げる方がまず重要なというふうに考えております。

小児の方につきましては、まだ現時点で確定情報ではございませんけれど

も、4歳、生後6か月から4歳以下の子どもさんの接種体制を確保するよう、先日厚生労働省の方から接種体制確保の事務連絡の方が発出されておりますので、今後、さらに枠の方が拡大する中で、現在豊郷病院でのみ接種の方を行っていただいておりますけれども、豊郷病院も通常の診療に加えて、小児に関しては当然いろんな予防接種の方がございますので、その予防接種を合間を縫って、枠の方をつくっていただいているという兼ね合いもありまして、1日、多くても30名程度しか枠をつくれないう現状の方ありますので、そこをなかなか、豊郷病院の方には枠の拡大の方はお願いはしているんですけども、なかなか難しい部分もありますので、できれば、接種の方を広げていきたいというふうには考えておりますので、まず、4歳以下の接種の方が可能になった暁にはまた接種券の方を送らせていただきますので、例えば未接種の方に、個別に通知を送るまではないかもしれませんが、一応アナウンスの方はできればやっていければなというふうに考えております。

併せて、5歳から12歳の方の3回目接種の薬事承認も近々おりるという話も聞いておりますので、子どもの接種体制の方は、順次、枠を広げていく中で1、2回目の接種の枠まで設けるとなるとかなり厳しい状況であるということだけはご認識いただければというふうに考えております。

以上です。

日比野議員 ちよつと最後に一言。

河合議長 はい。

日比野議員 先ほど子どもの接種の方は、子どもの接種の関係が今一番ということではないというようなことをおっしゃっていましたが、私、調べたところによりますと、近々のところではやっぱり大人からの感染よりも12歳以下の子どもの方の感染の方が今多くなっているという、そういう資料も出ておりますので、そこら辺も引き続き、確認の方だけお願いします。

以上です。

河合議長 次に高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、私は、全て町長、教育長にお伺いします。

まず、職員が働きやすい職場づくりをとということで、1つ、職員が悩みを抱え込んでいる事例や傾向があるかどうかをどのように把握しておられますか。2つ、パワハラ及びセクハラ、それに準ずるとされた事例はありましたか。3つ目、メンタルヘルスが必要になった場合の救援策はいかがですか。4つ目、貴重な町

職員人材を失わないための対応策はどのようにお考えですか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、6番、高橋議員の職員が働きやすい職場づくりをのご質問についてお答えをします。まず、1番目の悩みを抱え込んでいる事例や傾向についてですが、個々の職員で仕事に対する悩みや不安を抱えている場合もあるとは思いますが、課内ミーティングを行ったり、また、4月1日の年度始めの町長の挨拶の中でも、報告、連絡、相談に怒らない、否定しない、助ける、指示するを加えて、ハウレンソウのおひたしを徹底するようにと訓示がありましたので、管理職を中心に、風通しのよい、悩みが相談できる職場づくりに取り組んでいるところで

2の、パワハラ、セクハラに関しましては、現在のところは、そのような相談を受けている事例はございません。

3番目のメンタルヘルスが必要になった場合の救援策としましては、適切な医師の診断、治療を受けられるよう病気休暇の制度もございませし、職場内に問題があるようでしたら、改善するようにしてまいりたいと考えております。

最後に、4番目の貴重な人材を失わないための対応策ですが、町といたしましても、育成した人材を途中で失うことは大変な負担になることは、管理職を含め、職員一同が痛感しておりますので、最初にも申し上げましたが、ハウレンソウのおひたしで、途中で失わないよう取り組んでいるところで

以上です。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 先ほどの答弁では、2番のパワハラ及びセクハラ、それはないということですがけれども、私は、これは過去においてとか、そういう意味も含めています。今の時点でと限定しては聞いていませんので、皆さんが知り得る限りの事例で、あったのかなかったのか、何件ぐらいが該当すると思っているのか、これをはっきりとお答えください。私は、少なくとも1つは、そして、認定が下りたら3つはあると、このように思っておりますけれども。

それに、先ほどおっしゃいましたように当たり前のことを。町長の訓示で、ハウレンソウのおひたし。それは、一般的に普通にやっていることです。けれども、残念ながら中途退職がありました。本人たちは、やはりこれから皆さんとお顔を合わすこともあります。いろんなことを思うと、なかなか裁判に訴えるとか、そ

ういうところまでは行き着いていません。けれども、悩み苦しんでいた人の様子を訓示だけで終わっているというのが、今の町の体制ではないのかと危惧するものです。

そして、病休とか、そういう扱いは、制度としてありますけれども、じゃ、ある程度の期間休みなさいよ。じゃ、次、来てねと言って復帰ができれば幸いです。けれども、そこに行き着くまでに本当に苦しみ、悩んでいる、そういう職員がいるということに気づくためのアンテナをもっとしっかり張るべきではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

そして、貴重な人材を失わないためというのは、本当にいろんな現場でぎりぎりの人数で働いている職場にとっては、自分が休むことによって迷惑をかけるなど、それがまた重荷になって病がひどくなっていく。悪循環が繰り返されています。そういうところ辺の心構えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 パワハラ、セクハラが過去にはどうだということですがけれども、過去には、新聞にも載りましたので、セクハラはあったようでございます。皆さん、ご存じだと思います。パワハラは私は知りません。今、ものすごい熱意で、高橋議員おっしゃったんですけれども、いつどこでどういう形で職員を訴えると、そういうような事象があんのやったらここでしっかり述べていただきたいと思います。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 伊藤町長がこのような形で本当に上から押しつけるような、そういう態度に出られたということが本当にもう心外です。

それでは、こういう事象は、裁判沙汰にならない限り、ないということで、もうさらっと聞かぬふり、見ぬふりをして済まされるんでしょうか。本当に大変な事例です。そして、先ほども言いましたように、皆さんの仲間だった方々が本当につらい状態で職場を去っていく。そこまでに何かあったんかとか、やっぱりそういう、先ほどハウレンソウありましたけれども、上から下、そして下から上、風通しのいい職場だったらどこかで気づいて、ひどいことにならないうちに救えるんじゃないかと思うんですけれども。そしてその本人が公に訴えない限り認めないという、そういう町長の態度だったかなと思うんですけれども、実際に悩み苦しんでいた方を皆さん、ご存じだと思います。そういう点で、認定に至らなくてもそれに準ずるといふ感じのところを掴めてないのか。掴もうとしてい

ないのか。いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。誠に我々の方が心外ですわ。しっかりやはり悩んでいたら、それぞれ同僚、そして上司、友達等がみんなどうもないのかということで、職員としてみんな同志ですよ。どうしたんやというて、皆、心配しておりますよ。あんたみたいに、言っちゃ悪いですけども、事実のように、あったように言うのはちょっといかがなものかと。何でも質問したらいいもんやないですよ。はっきり言うて。やっぱり辞めていったにもいろんな事情があって辞めていった。そして我々も聞いているものとまた違う状況の言葉も聞いている、どれが定かや分からない、いろんな悩んでいるのがある。これが今現在、地方の職員、公務員が、離職率が高いんですよ。言っちゃ悪いけど、そんなこと言うたらやけど、議員さんのいろいろなことをおっしゃるのに悩んでいる職員もいますよ、はっきり言うて。毎回毎回何を聞かはんねんって。あんたはそんなことは全然思うてはれへん。しっかり、やっぱり議論は議論で、お互いが理解合うような、そういうなんでなけりや、言ったら言った、何べんでも言うんやと。議会広報見て私、びっくりしましたわ。毎回これから言うんやいうて。こんなもん議会じゃないと思います。

以上です。

高橋議員 議長。

河合議長 次の質問いってください。

高橋議員 今、町長より私のことをあんたという表現がありました。これだけは聞き捨てなりません。どうか普通に使われる言葉でお願いしたいと思います。

もうテーマが違いますので、変わります。コロナ感染の現状報告と、町としてできる対策を。第7波の急激な感染拡大をどのように捉えていますか。

2つ目、国、県の言いなりでは町民の不安を取り除けません。自宅療養という名の自宅放置を行わせないために、希望する方には、療養施設での療養や入院治療が受けられるように、町として、医療現場への財政支援、人的支援をするようにと国や県に対して声を上げることが求めます。

3つ目、国が実施していない新型コロナウイルス感染症による中学校等対応助成金、これを独自施策として実施したことを評価いたします。ほかの市町はやっていないことをやれた事例です。そこで、感染人数把握だけでなく、感染後の町民の健康状態をつかむことも大事です。保健所の逼迫状態が続いている現状から、町民は十分な情報が得られず、不安な日々を過ごしておられます。重症化

防止や死亡者を出さないために、町としての相談窓口を開設することと、医療機関とのつながりを確実にする必要があると考えて以下を提案いたします。

無料抗原検査キットを町として確保し、希望者に配付すること。

2つ目。PCR検査について、高齢者や子どもたちとその家族を守るために、医療、介護、福祉、保育、教育などの施設、事業所では、全額国の負担で定期的に検査を受けられるように、国に要望すること。

3つ目、感染者への食料配布や酸素飽和度調査のためのパルスオキシメーターの配付については、早めに配付するように働きかけること。

4つ目、国は、全数把握をやめることをにおわせています。感染実態把握のために、必要であることを国に求めていくこと。

以上、お願いします。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、6番、高橋議員のコロナ感染の現状報告と、町としてできる対策の質問についてお答えをします。まず、1番目、第7波については、滋賀県でも1日3,000人を超え、本町でも1日で20人を超える感染が確認されたことがあることから、深刻に受け止め、とっとまつりやオータムフェスティバル、防災訓練など、大人数が集まる行事等を中止し、感染拡大防止に努めております。

2番目の医療現場への財政的、人的支援を国へのご質問ですが、本町といたしましても、従来から機会を捉え、要望を行っているところです。

3番で、町独自の中学生対象の休業補償について評価していただき、ありがとうございます。種々のご提案をいただきましたが、町といたしましてもできることが限られている中で、努力を続けてまいりますので、今後ともご理解をお願いしたいと思います。

最後に、4番目の全数把握ですが、保健所や病院の業務の逼迫度合いなど、町ではうかがい知れない部分もあろうかと思っておりますので、国、県の動向を注視していきたいと考えております。

以上、ご理解をお願いします。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 私、2週間ほど前までには、あまり実態的なことを言うてくださる方とかがなかったんですけども、最近、やはりこれだけ感染しますと、感染した時の状況とか、不安とか、そういうのを聞く機会が多くなりました。そういう点では、こ

の急激な感染拡大、これを何とか収めるための努力はもちろんですけれども、そして、もうこうなったら、誰がいつどういうルートで感染するか分からない、そういう状態ということをお自身はもう感じています。もう感染したときにちゃんと医療が受けられる。相談したいところにちゃんとつながる。これさえあれば、何とか乗り越えられるんじゃないかと思えます。それが、なかなか現状としては、相談をかけても、電話をかけてもつながらないとか、そして、インターネットなどが得意な方はちゃっちゃといろいろなものを入手できたりしているみたいなんですけれども、今の時代まだまだそこまでネットを駆使できる方は少ないと思えます。

おととい、滋賀県がこういうチラシを新聞折り込みに入れました。不安な方はどうぞこのように動いてください、ここに連絡をくださいとか書いてあるんですけれども、新聞を読んでないご家庭増えていますよね。だから、町として町民さんが分かりやすいように、そして、電話をかけても、電話をかけてもつながらないという人が役場に電話をして、そして、何らか相談に乗ってもらおう。また、そこをつないでいく、そういう手だてを打ってくださる時期に来ているんじゃないかなと思って提案をしているんですけれども、こういう、チラシを分かりやすいチラシを作ることぐらいはできるんじゃないかと思うんですけれども、答弁をよろしくお願いします。

それから、町民の中から重症化した人とかそういうのは、事例として掴んでいくんでしょうか。子ども何人と、先ほども同僚議員の答弁に、町としては、あまり具体的には掴んでおられないのか、掴む手だてがないのか分かりませんが、しかし、子ども、大人、高齢者の中で重症化、こういうのはやっぱり町として、掴んでいくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、先ほどのチラシの件とダブりますけれども、一人住まいの方にとっては、本当に相談窓口、大事だと思います。これもいかがですかとか、そういう、感染した後フォローができないものかなと思うんです。これは、県の仕事だからということで、今まであまり取り組んでおられませんけれども、何とか、身近な役場として、相談に乗ることはできないんでしょうか。

また、検査キットの方も、こういう一人住まいの方、ITに詳しくない方にとっては、そこに行き着くまでが大変です。そういうフォローのためには、役場にストックしていて役場に取りに来てください、こういうことが言えたらいいんじゃないかと提案するものです。いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをしたいと思います。チラシにつきまして、町の方でできないかということでしたので、また、広報の方と相談させてもらって、できる範囲でさせてもらいたいと思います。

それから、重症、中等症、軽症等の把握についてですけれども、今日現在は、みんな全てゼロでございます。

あと感染後の種々のことでございますけれども、町に対しましても、どこの誰が感染したかという情報はいまだに来ませんので、やってないわけではなくってできないというのが正しいところでございます。また、万一、県の方から誰々さんのところにサポートに行ってもらいたいというような依頼がありましたら、従来からも行ったりしておりますので、依頼さえあれば動いておりますので、やってないわけではないということで、ご理解をお願いしたいと思います。

それから役場の方に検査キットをとということでしたけれども、私の方も検討したんですけど、検査キット安いものは200円から高いのは8,000円ぐらいまでカタログに載っています。結局どれが信用できて、どれが信用できないかが全く分からないというような状況ですので、ちょっと役場として導入の方は見合わせているということでございます。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋さん。

高橋議員 県の方が情報なかなかくれないから、町としては掴みようがないという今の現状をお聞かせ願いました。

それでは、先ほど申しましたように、言うたらかかっちゃって、そして、その後自分はどう動いたらいいんだとか分からない方、実際にいらっしゃいました。そういうときに、相談窓口として役場をご利用、やっぱり何番まで連絡くださいとかということが町民に知らされたら、理解できないこともちゃんと理解して、安定して療養なさるんじゃないかと思います。窓口ぐらいは、つくるのは簡単じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。相談窓口ということです。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。相談窓口という役場の知らせるといっていただきましたが、既にもう県がつかない場合は役場に電話がかかっています。特に今、今さらそのすぐかからへんときには役場に電話してくださいと言わずとも、町民の皆さんは電話をかけてきてお

られますので、特に今からどうこうというつもりはございません。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

高橋議員 はい。それでは、質問をさせていただきます。これは繰り返し質問して提案をしている事項でございます。待機児解消の手だてを。保育園や学童保育の待機児問題が深刻です。解消の手だてを早く打つことが必要と考え、以下お伺いします。1つ、保育園や学童保育の待機児解消に向けて、この1年間にどのような協議をしてこられましたか。会議名や、参加者、協議内容、見通しなどについての説明を求めます。

2つ目、幼稚園の延長保育、通常の保育時間に、早朝保育をプラスする、また、夕方までの延長保育の時間をプラスする。これを既に実施している日野町や愛荘町を参考にして、本町においても来年度から実施することを求めるものです。

3つ目、学童保育の募集時期について、幼稚園、保育園児の募集を10月に行っているように、早めに実施をして、対象の保護者が次年度も安心して働ける環境を整備することを求めます。

次、4つ目です。ランチルームは空き教室ではないという観点に立つことと、希望者が全員入所できる体制づくりを求めます。特に、定員が40名、今は若干追加を認めておられます。という現状は、すし詰め状態になっていて、豊かな保育の保障が困難です。また、基礎的な単位はおおむね40名以下という、厚生労働省の2014年に照らしても見直しが求められています。発想の転換をして、子どもたちに豊かな放課後をプレゼントしませんか。答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の待機児解消の手だてをについてのご質問についてお答えいたします。1の待機児解消に向けてどのような協議をしてきたかについてですが、保育園、学童保育につきましても、保育士、指導員の確保が前提となりますことから、絶えず確保ができるように努めています。令和4年度職員の配置に見られますように、正規職員の幼稚園から愛里保育園の職員配置を多くしております。学童の指導員におきましても、当初、1名の職員減があったものの、現在では、それぞれ1名ずつではありますが、増員しております。待機児童が1名でも減るよう、現場と協議を行った結果です。見通しにつきましては、待機児童が減るよう努めています。

2番の幼稚園の延長保育についてですが、今年度、保育園、幼稚園に通われている保護者の方にニーズ調査を行ったばかりであり、調査結果を踏まえ、今後協

議していく予定です。

3番の学童保育の募集時期についてですが、放課後児童クラブの入会申込みについては10月頃行っていく予定であります。

4つ目の発想の転換をし、子どもたちに豊かな放課後をプレゼントとしませんかにつきましては、これまでもお答えしていますように、保護者の方から学校と連携が取りやすくいいとの回答をいただいておりますので、現状のままを考えております。また、現在の定員40名におきましても、平成26年4月30日に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、平成26年厚生労働省令第63号を踏まえて町条例等を策定し、放課後児童クラブを運営しておりますため、現段階では見直しの予定はございません。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 再質問ですね、すいません。毎回、この町が作りました第2期豊郷町子ども子育てひだまりプラン、これを話題にしていますけれども、前進がないから繰り返し聞かせていただいております。

この中に、年度別の子どもたちの数とか、学童に関しては何人ぐらいになりそうとかいう予想を立てるためにもなるのかなと思うんですけれども、こういうものというのは、過去においては私、古い資料として手元にまだ残していたものがあるんですけれども、平成14年度の児童数の推移という資料がありまして、日栄小と豊小がちゃんと数字で示されています。この当時と全く状況が変わっているのが今の豊郷町の住宅、どうか、あれは、住宅開発が進んで、若者がどんどん増えている。こういうことを考えていきますと、平成31年度で終わっているこの調査ももう見直しをしなきゃいけないと思います。

6月議会で、教育長の方は、165という数字が、両方とも、全校の数がありますとかいう答弁がありましたけれども、具体的にこういうものをつくるときの資料は何に基づいてやっているのかとか、これからあと10年ほどの子どもたちの推移はどうなりそうとか、調査をしているんでしょうか。聞くところによりますと、本当に後、下枝とか沢とか、田んぼがどんどん買われていまして、150軒ほどが、また増えるんじゃないかという話もありますし、高野瀬のアストの近くの高野瀬領地ですけれども、そこにも相当な数の家が建とうとしています。そういう点では、総合計画をしっかりと、人口の推移のどうなりそうかというのをしっかりと議会に示していただき、いただいた上で、本当に日栄小、豊小の学童が40名定員のままでいいのかどうかを真剣に考えていただきたいと

思います。町長も、ご存じだと思いますけれども、本当に困り果てた保護者の方が教育長に出会いに行ったり、そして町に再度何とかならないかと申出をしたりなさっていましたよね。そういう親子をもう作らないために、今、方向転換をするべきではないかと思いますが、いかがですか。

そして、その中で、指導員が大事だというのは本当におっしゃるとおりです。そして、その指導員の方も質を高めるために勉強をなさったり、いろんなところに出かけて、力をつけるために努力なさっているのは存じ上げています。そのために、教育委員会がバックアップしている、それもお聞かせいただいています。でも、実際に、狭い敷地では他の学童がやっているような、伸び伸びとした遊びが保障できないんですよ。こういう声が聞こえてきています。そして、伸び伸び遊べることの大切さ、これを最近、学童の子は、日栄小学校の子どもたちは経験しました。工事の関係で、隣保館を使わせていただいたんです。そしたらやっぱり広いですし、遊びも、遊び道具もたくさんあって、そして、床ですから座り込んでリラックスしたり、そういうこともできていて、楽しかったと言っているそうです。本来ならば、学童というのはそういう場所であるべきです。

それと、一人ひとりに寄り添う保育、大事ですよ。6月議会の答弁の中で、職員室に先生が籠もって記録を取るなんてとんでもない発言がありましたけれども、でも、その記録の大事さというのは、最近の勉強会でもきっと提案があったと思います。一人ひとりに寄り添う保育、目配り、気配りのできる、そういうための定員です。それを超えてしまうと、本当にマンモスになります。やってあげたくても、そういう遊びを保障してあげたくてもできなくなります。そして、挙げ句の果ては、定員に達しましたからお宅は不承認ですと。そういう通知をもらう親御さん、子どもさんの心情を察すると、本当にほっとけないと思いますが、いかがですか。子どもや指導員さんに我慢を押しつける、こういう学童じゃなくて本当に伸び伸び遊べる、そして、いろんな経験ができる学童の施設に切り替えることを求めるものです。

現場の状況というのは、年に何回ぐらい、掴んでおられるかというのもぜひお聞かせください。

以上です。今の再質問終わります。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問にお答えいたします。一人ひとり寄り添う保育が大事というのはごもっともでございますし、目配り、気配りというのはとても大切なことであります。保育園におきましても、学童保育におきましても、子どもたちに寄

り添っていっておるところでございます。

伸び伸びと遊べないという状況では、今回、空調工事の関係で、体育館の方も運動場の方も使えない状態でしたので、ちょっと遊んでいただくことができませんでしたが、ふだん学童保育を利用していただくためには、体育館の方も使用させていただいております。運動場の方にも出て遊んでおります。やはり教室というもので、机が今回はなかった状態でしたので、そこで、子どもたちには不便をかけていたところもありました。

あと、子ども子育てひだまりプランの方、おっしゃっていただいていたかと思えますけれども、こちらにつきましては、令和2年度から令和6年度の計画になっております。それ以降につきましても、計画を順次進めていく必要もありますし、総合計画等も踏まえた中でこのプランをつくっていくことになっていくかと思えますので、また、見直しさせていただく状況になっていくかと思えますので、その辺も踏まえた形で考えさせていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 終活をしている中で、日栄小学校ができた頃の学童保育の実施のお知らせというものにたどり着きました。この当時は、大町の教育集会所と愛里保育園で学童保育をやっていたんですが、何と日栄小学校の子どもたちの定員というのは、25名と書いてあるんです。それなら分かる気がします。今はその倍の子どもたちがランチルームでひしめいている。そのことをどうして考えてくださらないのかということを考えています。そして、子どもたちにとって本当に学校生活とは切り離して、そしてただいまって帰って行ける、そういう学童が、たくさん、私は行って見て、そういうところが多かったものですから、何とか豊郷の子どもたちにも、そういうほんまもんの学童を味わっていただきたいなと思うので、再度、あのランチルームに固執をする理由を教えてください。

そして、住宅増に伴う子どもたち、本当に増えていくと思うんですよ。本当に真面目に考えないと、豊郷に住みたいと、豊郷は福祉やら教育は充実しているから、教育への支援、充実しているからということで若者が町に住もうと決意してくれるわけじゃないですか。でも、来てみたら、保育園空いてない、学童空いてない。これで皆さんびっくりしておられるわけなんです。本当に今が切替えどきだと思いませんか。そのことを再度お聞かせ願います。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。何か偽物の学童保育をしているようで、私たちはほんまもんの学童保育をしている意気込みでいますので、どうかご理解いただきたいと思います。子どもたちについては、一つ理解していただきたいのは、年々支援を必要とするお子さんが、多くなっている。それに伴って、きめ細かな指導をしていこうとすると、やはりマンパワーです。そこが大きなネックになっているということをまず、理解いただきたいと思います。学童クラブはご存じのように、生活と遊びの場であります。子どもたちが伸び伸び、家と同じような生活ができるように、そんなことを思って指導員さんも指導に当たっていただいております。また、子どもたちも思い切り遊ぶこと、また、宿題を取り組むとか、あるいはゲームをするとか、友達との関わりとか、いろんなことを学ぶ場でもありますので、そういった部分をどういった環境整備をしていくのか、当然私たちの使命だと思っておりますが、現場の職員、また、担当の課員もいろいろとそういった部分で工夫しておりますので、最初何か進展がないというような言葉もありましたけど、頑張っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 次の質問いってください。

高橋議員 それでは、生理の貧困対策についての再考を求めます。厚生労働省健康局は、今年2月に生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査を実施し、公表していますが、町としてどのように捉えていますか。昨年6月議会で提案して以来、小中学校の児童生徒への生理用品購入は実現しました。しかし、トイレ個室への配置はいまだに実現しておらず、困っている児童生徒に届いていない状況です。全国では、学校トイレの個室配備がどんどん増えていますし、高校や公共施設のトイレへの配置も増えています。スコットランド、そのほかにもたくさんの国があるんですけど、文字数でこうしてありますけれども、必要とする全ての人に無料で提供するという法律が、2年前の11月に制定されて実行されています。そういう時代になっているのです。町としての発想の転換をすることを求めますが、いかがですか。答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の生理の貧困対策について再考をのぞき質問についてお答えします。先の一般質問でお答えさせていただきましたとおり、学校からは、子どもたちが生理用品を保健室まで取りに来ることにより、生徒とコミュニケーションが図

れるメリットがあるという意見を尊重し、現段階では、現状のままでいいと考えております。

河合議長 再質問ありますか。

高橋議員 はい、あります。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。そのような、今の答弁、先生方がコミュニケーションを取るためにこの方がいいんだとおっしゃっているという、そういう発想を乗り越えて、自治体、いろんな自治体が取組を始めているんです。もう本当、この冊子があるんですけども、数え切れないほどの自治体数あります。それは、皆さんが調べようと思えば簡単に分かると思います。今、生理の貧困につきましては、私が勝手に言っているんじゃないありません。国も調査をして、乗り出しているんです。もうこれ世界的な動きです。ジェンダー平等、そして、人権問題でもある。そういう立場に立てば、じゃあ、なぜ去年、せっかく何パックもの、金額もありますよね、7万7,000円だったかな、記憶的には。そういう、ちゃんとしたものを買いながら、現場ではほとんど今までどおりですって、数増えてないそうです。そういうものがあるんだよ、何かのときには、行って手に入れられるんだよという、そういう保護者へのお知らせすらもらってないという保護者がいるんですけど、このあたりはいかがでしょうか。せっかくの宝物を使わなかったら、何のための予算化だったのかということになりませんか。もう譲って、譲って、せめてやってみてくださいな。1か月でも2か月でも。ちゃんと保護者、子どもに、こういう体制になったんだよというお知らせを周知徹底して、やってみて、そこで、不都合が出たら、やっぱり駄目だったんだよと子どもたちに説明するしかないと思います。せっかくあるものを保健室にずっと止めていく。その不合理的をどのように考えておられますか。

そして、子どもたちは、ハードルを感じているようです。保健室にもらいに行くよりも友達に借りるという子もいました。1度や2度ならまだしも、何回となく行かなければならない。それが、女の子の心の負担になっていると考えませんか。取り組んでいる自治体に情報提供を求めたらいかがでしょうか。たちまち、近くは米原市がやっています。そして、先生方の協議は、やっぱり理解を求めていく、その努力を町として取るべきではないかと思います。そして、この本の中にはあるんですけども、こういう言葉が、かわいらしい箱の中に、上に書いてあるんです。生理のことや何か困っていることがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう。そこにそういうメッセージもちゃんとあるんですよ。これが私は教育やと思うんですけど、いかがでしょうか。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問にお答えいたしたいと思います。まず、生理の貧困という、僕はこの言葉自体どうなのかなということをおもっています。初潮を迎えずに非常に悩んでいるお子さんもおられます。そういったことを思うと、あまり生理の貧困という言葉が前面に出てくること自体、私はどうかなと思うところあります。

それと、先生に申し出ることによって、例えば、子どもからサイズの大きいのが欲しいという要望もありました。あとそれに応えていくこともできる。あるいは、前、お話ししましたように、子どもの実態をそこから探ることができる。トイレは衛生的でないといけないと思います。そういったところで処理されていくのがいいかと思いますが、小学校は、トイレの便器に紙が詰まってしまってトイレが使えない。先生方もそれに何時間も対応されている。そういった諸々の部分がありますので、こういった部分は慎重に進めなければいけない、また、学校の現場の思いも十分に酌み取りながら進めるべきものであるということから、現時点では、学校の意見も尊重し、先生に申し出るという対応を取っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

高橋議員 終わります。

河合議長 終わりです。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 2 時 13 分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和4年9月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員